

千葉県公共施設等総合管理計画

平成28年2月
(令和4年3月改訂)
千葉県

目 次

第 1 章 計画の概要

1	はじめに	1
2	計画期間	2
3	本計画と個別施設計画の関係	2
4	計画の対象施設	3

第 2 章 千葉県の現状と将来見通し

1	県有施設の現状	
(1)	庁舎・学校等の施設	4
(2)	社会基盤施設等	7
(3)	有形固定資産減価償却率の推移	12
2	県有施設を取り巻く環境	
(1)	人口減少・更なる少子高齢化の進行	13
(2)	厳しい財政状況	14
3	中長期的な維持管理・更新等に必要な経費の見込み	17

第 3 章 庁舎・学校等の施設に係る基本的な考え方と取組方針

1	基本的な考え方	20
2	施設管理の適正化に向けた取組方針	
(1)	点検・診断・維持管理等の適正化	21
(2)	施設の長寿命化の推進	22
(3)	防災基盤の整備	25
(4)	ユニバーサルデザイン化の推進方針	25
(5)	保全業務支援体制の構築	25
(6)	施設の運営管理の適正化	26
3	施設総量の適正化に向けた取組方針	
(1)	施設総量の適正化	27
(2)	施設の機能性・効率性の向上	28
4	令和 2 年度末までの主な取組状況	29

第4章 社会基盤施設等に係る基本的な考え方と取組方針

1 基本的な考え方	30
2 施設ごとの取組方針及び取組状況	
（1）道路	30
（2）河川・ダム	31
（3）砂防	33
（4）海岸	34
（5）港湾	35
（6）都市公園	36
（7）流域下水道	37
（8）県営住宅	38
（9）農業施設	39
（10）林業施設	40
（11）漁港施設	42
（12）交通安全施設	43
（13）上水道	44
（14）工業用水道	46
（15）県立病院	47

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制	
（1）庁内組織	48
（2）進捗管理（PDCAサイクル）	48
（3）職員の意識改革	49
2 その他	
（1）県民への情報発信	50
（2）国及び市町村との連携	50
（3）地方公会計（固定資産台帳等）の活用	50

第 1 章 計画の概要

1 はじめに

本県では、高度経済成長期の急速な人口の増加に伴い、昭和 30 年代の後半から様々な行政ニーズに対応するため、多くの道路や上下水道、行政庁舎などの公共施設等¹（以下「県有施設」という。）の整備を進めてきた。

今後も社会保障費の増加など財政支出の増大が見込まれ、厳しい財政状況が続く中、これらの高度経済成長期に集中的に整備した県有施設が、一斉に更新（建替え）や大規模改修の時期を迎えることになる。

これまで、総合計画や行政改革計画・財政健全化計画に基づき、社会基盤施設に係る長寿命化計画や庁舎等の施設を対象とした「千葉県県有施設長寿命化指針」（平成 23 年 12 月策定。以下「県有施設長寿命化指針」という。）を策定し、そのもとで県有施設の長寿命化対策等に取り組んできたところである。今後、公共施設としての安全・安心や求められる行政サービス水準を確保しながら、財政負担の軽減・平準化や将来的な人口減少等を見据えた施設総量の適正化などの取組が、より一層必要になる。

そこで、これらの課題に対応するため、平成 26 年 4 月に総務部資産経営課を設置するとともに、庁舎等県有施設のマネジメントを進める全庁横断的な体制を整備し、施設の統廃合や長寿命化など適切な対策の推進に向けた取組を開始したところである。

また、橋梁や河川管理施設等については、「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」に基づく対策を進めるほか、トンネル、ダム等の施設についても個別施設計画の策定に取り組むなど、各所管部局において老朽化した社会基盤施設の安全対策を推進しているところである。

今後、これらの取組を着実に進めるため、県有施設の総合的かつ計画的な管理に向けた中長期的な取組の方向性を示すことを目的に、「千葉県公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定した。

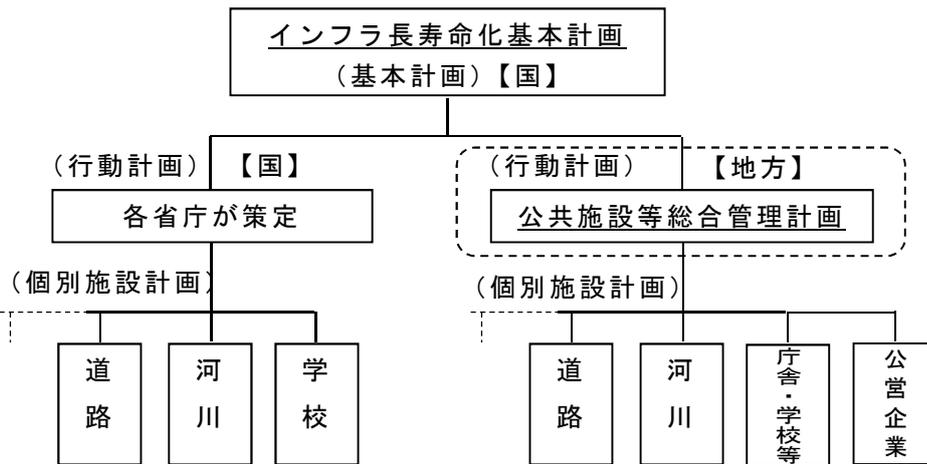
なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月策定）に基づき、行動計画として地方公共団体において策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置づけられるものである。

今般、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、見直しを行った。

1 公共施設等

公共施設、公用施設等の県が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構築物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念である。なお、国道など、当県が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。（H30.2.27 総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」）

図1 インフラ長寿命化基本計画と行動計画の位置付け



※庁舎・学校等の施設、社会基盤施設、地方公営企業施設について、施設類型ごとに個別施設計画を策定する。

【出典】総務省通知（一部加筆）

2 計画期間

県有施設の耐用年数等を考慮し、中長期的な視点をもって取り組むため、本計画は、平成28年度（2016年度）から令和27年度（2045年度）までの30年間を計画期間とする。

なお、今後の社会経済情勢や行政ニーズの変化などを注視し、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

3 本計画と個別施設計画の関係

本計画は、県有施設に係る中長期的な取組の方向性を示すものであり、各施設の所管部局（庁舎・学校等の施設は総務部資産経営課）は、本計画の内容を踏まえて策定した庁舎・学校等の施設や道路など個別施設ごとの具体の対応方針を示す「個別施設計画」に基づき、取組を進めることとする。

【参考】国が想定する個別施設計画の記載事項

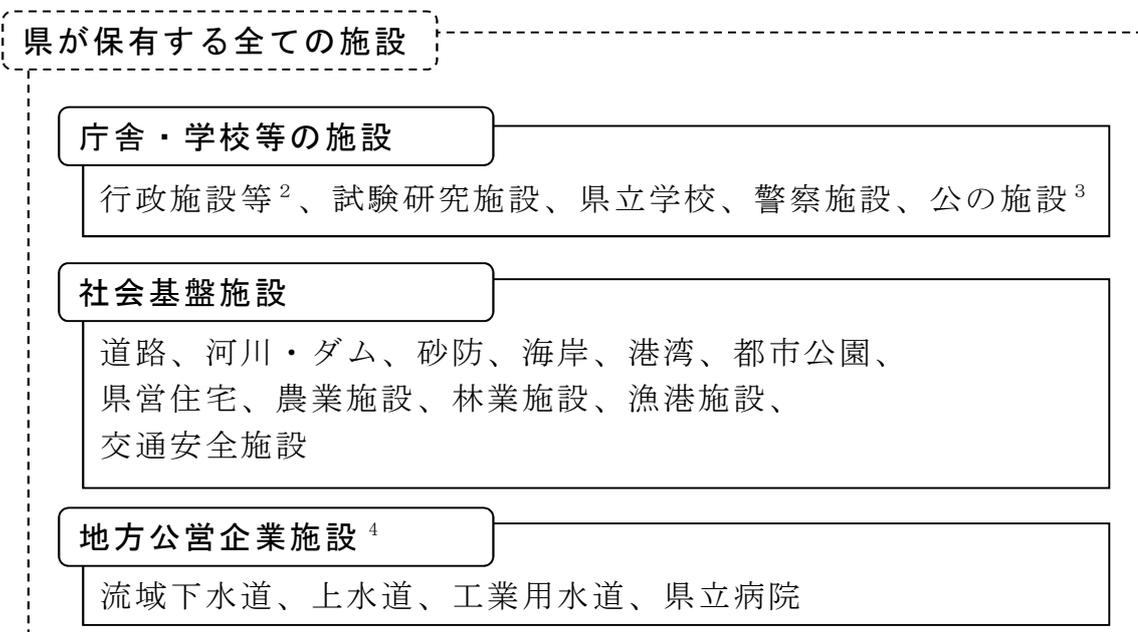
- ① 対象施設（例：庁舎・学校 等）
- ② 計画期間
- ③ 対策の優先順位の考え方
- ④ 個別施設の状態等
- ⑤ 対策内容と実施時期
- ⑥ 対策費用

※ なお、既に同種・類似の計画がある場合は、当分の間、当該計画をもって個別施設計画の策定に代えることができる。

4 計画の対象施設

本計画の対象施設は、県が保有する全ての施設とする。

次の区分により、施設の長寿命化対策を含めた総合的かつ計画的な管理を推進する。



2 行政施設等

庁舎のほか、職員住宅・教職員住宅、知事が所管する出先機関（文書館、高等技術専門学校等）などを含む。

3 公の施設

本計画における「公の施設」とは、「社会基盤施設」「地方公営企業施設」に含まれる公の施設を除き、また、「庁舎・学校等の施設」から行政施設等に含まれる公の施設、県立学校を除いた施設をいう。

※地方自治法第244条第1項

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）

4 地方公営企業施設

地方公営企業施設に係る庁舎のほか職員住宅なども含む。

第2章 千葉県の現状と将来見通し

1 県有施設の現状

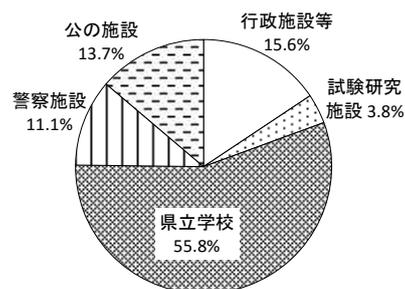
(1) 庁舎・学校等の施設

本県が保有する県有施設のうち、個別の法令等により管理する道路・河川等の社会基盤施設及び上水道等の地方公営企業施設を除いた庁舎・学校等の施設の総数は、令和3年3月末現在で約6,600棟、総延床面積では約381万㎡であり、施設区分別の保有状況は表1-1・図2のとおりである。

なお、平成26年3月末時点と比較して、約300棟、総延床面積で約7.7万㎡（約2.0%）減少している。

表1-1・図2 庁舎・学校等の施設区分別保有状況（令和3年3月末現在）

施設区分	棟数	延床面積(㎡)	面積割合
行政施設等	1,211	594,011	15.6
試験研究施設	714	144,217	3.8
県立学校	2,899	2,124,255	55.8
警察施設	1,193	421,276	11.1
公の施設	575	522,959	13.7
計	6,592	3,806,718	100.0
H26.3からの縮減	▲307	▲77,137	



【参考】表1-2 庁舎・学校等の施設区分別保有状況（平成26年3月末現在）

施設区分	棟数	延床面積(㎡)	面積割合
行政施設等	1,269	594,323	15.3
試験研究施設	782	149,956	3.9
県立学校	2,961	2,145,622	55.2
警察施設	1,261	428,781	11.0
公の施設	626	565,173	14.6
計	6,899	3,883,855	100.0

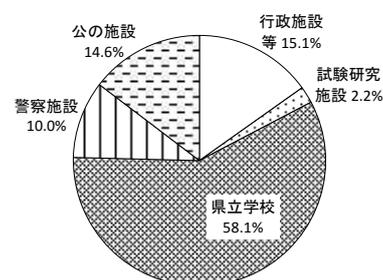
※ 計画策定当初時の棟数・延床面積を見直しています。

このうち、県民又は職員が常時利用する堅固な施設（鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄骨造（S））で延床面積が 200 m²以上の主要な施設は、令和 3 年 3 月末現在で 1,871 棟、総延床面積では約 340 万 m²であり、施設区分別及び建築年度別の保有状況は表 2-1・図 3・図 4 のとおりである。

なお、平成 26 年 3 月末時点と比較して、約 100 棟、総延床面積で約 6.6 万 m²（約 1.9%）減少している。

表 2-1・図 3 主要な施設（延床面積 200 m²以上）の施設区分別保有状況
（令和 3 年 3 月末現在）

施設区分	棟数	延床面積(m ²)	面積割合
行政施設等	333	514,269	15.1
試験研究施設	95	73,508	2.2
県立学校	1,116	1,979,210	58.1
警察施設	199	339,810	10.0
公の施設	128	497,498	14.6
計	1,871	3,404,295	100.0
H26.3 からの縮減	▲103	▲65,603	



【参考】表 2-2 主要な施設（延床面積 200 m²以上）の施設区分別保有状況
（平成 26 年 3 月末現在）

施設区分	棟数	延床面積(m ²)	面積割合
行政施設等	352	521,095	15.0
試験研究施設	118	73,908	2.1
県立学校	1,141	1,997,588	57.6
警察施設	216	348,268	10.0
公の施設	147	529,039	15.3
計	1,974	3,469,898	100.0

※ 計画策定当初時の棟数・延床面積を見直しています。

図4 主要な施設（延床面積 200 ㎡以上）の施設区分・建築年度別の状況
（令和3年3月末現在）

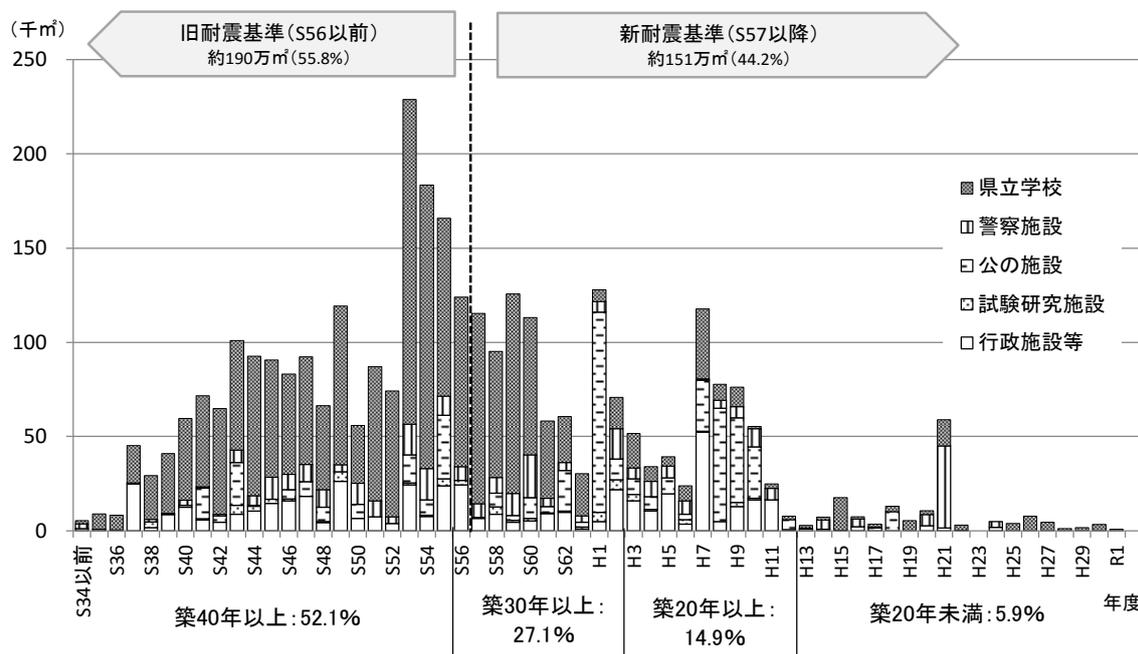
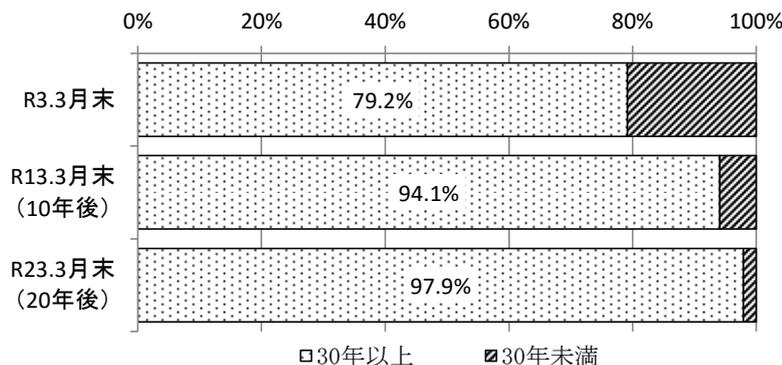


図4の施設区分・建築年度別の状況を見てみると、昭和53年度から昭和55年度にかけて建築の大きなピークがあること、この前後は県立学校の建築が多いこと、また、平成に入ってから平成10年度までは、公の施設の建築が多い傾向が見て取れる。

また、図5のとおり建築からの経過年数を見ると、一般的に大規模な改修工事が必要とされる建築後30年を経過した建物が、令和3年3月末現在の延床面積割合で全体の約79%に達しており、令和13年3月末には全体の約94%に急増するなど、施設の老朽化が進行している。

このため、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えのための財政負担の増大・集中が予想されるとともに、適切な維持管理が実施されなければ、建物の安全性や運営、行政サービスの提供に支障が生じることが懸念される。

図5 建築後30年を経過する主要な施設（延床面積 200 ㎡以上）の割合



(2) 社会基盤施設等（社会基盤施設及び地方公営企業施設）

ア 社会基盤施設

本県が保有する道路、河川等の主な社会基盤施設の状況は、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 社会基盤施設の保有状況（令和 3 年 3 月末現在）

区 分	状 況
道路	一般国道 13 路線 実延長 約 777km 主要地方道 86 路線 実延長 約 1,293km 一般県道 193 路線 実延長 約 1,180km 自転車道 8 路線 実延長 約 183km 橋梁 2,153 橋 トンネル 137 箇所
河川・ダム	一級河川 1水系 81河川 河川延長 約 731km 二級河川 60水系 136河川 河川延長 約2,167km ダム 4箇所、堰1箇所、水門・樋門・樋管72箇所、 揚排水機場23箇所
砂防	砂防指定地 93 区域 急傾斜地崩壊危険区域 533 区域 地すべり防止区域 32 区域
海岸	堤防・護岸・胸壁 約 175km、水門・樋門・樋管・排水機場・ 陸閘 134 箇所、突堤・ヘッドランド 107 箇所
港湾	国際拠点港湾 1 港 港湾区域計 約 24,800ha 重要港湾 1 港 港湾区域計 約 7,300ha 地方港湾 5 港 港湾区域計約 1,650ha 防波堤・防砂堤 71 箇所（延長 15,656m） 係留施設 215 バース（延長 29,346m） 橋梁 6 橋
都市公園	都市公園 13 箇所、総面積約 430.8ha
県営住宅	143 団地、814 棟、19,142 戸、延床面積約 1,205,063 ㎡
農業施設	農業用水施設 1 箇所、ダム・堰 9 箇所、 地すべり防止区域 54 区域
林業施設	県営林道 45 路線 延長約 145km 治山施設、地すべり防止施設 約 4,000 箇所
漁港施設	県管理漁港 19 港 係留施設 約 32.3km 外郭施設 約 56.9km
交通安全施設	交通信号機 8,452 基、大型標識 10,582 基

【参考】表 3-2 社会基盤施設の保有状況（平成 26 年 3 月末現在）

区 分	状 況
道路	一般国道 13 路線 実延長 約 775km 主要地方道 87 路線 実延長 約 1,267km 一般県道 195 路線 実延長 約 1,162km 自転車道 8 路線 実延長 約 182km 橋梁 2,146 橋 トンネル 136 箇所
河川・ダム	一級河川 1水系 81河川 河川延長 約 731km 二級河川 60水系 136河川 河川延長 約2,167km ダム 4 箇所、堰 1 箇所、水門・樋門・樋管 71 箇所、 揚排水機場 22 箇所
砂防	砂防指定地 92 区域 急傾斜地崩壊危険区域 524 区域 地すべり防止区域 32 区域
海岸	堤防・護岸・胸壁 約 173km、水門・樋門・樋管・排水機場・ 陸閘 130 箇所、突堤・ヘッドランド 94 箇所
港湾	国際拠点港湾 1 港 港湾区域計 約 24,800ha 重要港湾 1 港 港湾区域計 約 7,300ha 地方港湾 5 港 港湾区域計約 1,650ha 防波堤 71 箇所（延長約 15,656m）、 係留施設 223 バース（延長約 30,116m） 橋梁 6 橋
都市公園	都市公園 13 箇所、総面積約 417.9ha
県営住宅	143 団地、864 棟、19,349 戸、延床面積約 1,209,829 m ²
農業施設	農業用水施設 2 箇所、ダム・堰 9 箇所、 地すべり防止区域 54 区域
林業施設	県営林道 46 路線 延長約 146km 治山施設、地すべり防止施設 約 4,000 箇所
漁港施設	県管理漁港 19 港 係留施設 約 32.3km 外郭施設 約 55.6km
交通安全施設	交通信号機 8,123 基、大型標識 10,932 基

本県の社会基盤施設についても、昭和40年代以降の高度経済成長期に整備された多くの施設が、これから更新時期を迎える。

表4のとおり、例えば橋梁については、令和3年3月末現在、建設後50年以上を経過する橋梁は約36%であるが、今後20年間で約74%となり、急速に老朽化することから、施設の健全な状態の維持・確保と維持更新費の増大・集中が課題になる。

表4 社会基盤施設の老朽化状況（令和3年3月末現在）

区分	施設	施設数	建設後50年以上経過する施設の割合		
			R3年3月末	10年後 (R13.3月末)	20年後 (R23.3月末)
道路	橋梁	2,153橋	36%	58%	74%
	トンネル	137箇所	51%	76%	86%
河川・ダム	ダム、堰	5箇所	0%	20%	60%
	水門・樋門・樋管 揚排水機場	95箇所	17%	44%	57%
砂防	砂防指定地	93区域	0%	9%	35%
	地すべり防止区域	32区域	8%	38%	78%
	急傾斜地崩壊危険区域	533区域	1%	7%	44%
海岸 (河川)	堤防、護岸、胸壁	約112km	29%	61%	79%
	水門・樋門、 排水機場、陸閘	20箇所	0%	20%	65%
海岸 (港湾)	堤防、護岸、胸壁	約52km	12%	77%	92%
	水門・樋門・樋管、 排水機場、陸閘	114箇所	19%	61%	79%
	突堤	22箇所	9%	68%	82%
海岸(漁港)	堤防、護岸、突堤	約11.4km	27%	57%	77%
港湾	防波堤・防砂堤	71箇所	49%	82%	90%
	護岸・堤防	105箇所	40%	74%	91%
	係留施設	215バース	26%	63%	87%
	臨港道路	193路線	16%	63%	94%
	橋梁	6橋	0%	50%	83%
都市公園	公園施設	都市公園13箇所	15%	29%	64%
県営住宅	県営住宅	143団地 814棟 約1,205,063㎡	20%	64%	83%
農業施設	農業用水施設	1箇所	0%	0%	100%
	ダム・堰	9箇所	22%	66%	77%
	地すべり防止区域	54区域	20%	57%	85%
林業施設	治山施設、 地すべり防止施設	約4,000箇所	16%	37%	65%
	林道	45路線	58%	72%	88%
漁港施設	係留施設	約32.3km	30%	60%	79%
	外郭施設	約56.9km	29%	49%	67%

※ 建設後50年以上を経過する施設の割合は、建設年度不明の施設数を除いて算出

※ 施設の耐用年数は、種類ごとに異なり、50年以上の施設もある。

イ 地方公営企業施設

本県が保有する地方公営企業施設（流域下水道、上水道、工業用水道、県立病院）は、表 5-1 のとおりである。

表 5-1 地方公営企業施設の保有状況（令和 3 年 3 月末現在）

区 分	状 況
流域下水道	処理区域 19 市 1 町 約 36,960ha 終末処理場施設（花見川、花見川第二、手賀沼、江戸川第一、江戸川第二） 印旛沼流域下水道 幹線管渠総延長 約 166.4km 中継ポンプ場 10 箇所 手賀沼流域下水道 幹線管渠総延長 約 88.3km 中継ポンプ場 1 箇所 江戸川左岸流域下水道 幹線管渠総延長 約 105.0km 中継ポンプ場 3 箇所 ※ 印旛沼・江戸川左岸連絡幹線及びポンプ場 2 箇所は重複 ※ 各数値は令和 2 年 3 月末時点
上水道	上水道事業 給水区域 11 市 取水場 4 施設、浄水場 6 施設、給水場 9 施設、分場 5 施設 高架水槽 12 施設、調圧水槽 12 施設 導水管延長 約 72km、送配水管延長 約 9,135km 庁舎 12 施設 総延床面積約 22,098 m ²
工業用水道	工業用水道事業 給水区域 7 地区（13 市 2 町） 貯水施設（ダム 3 箇所） 取水場 4 施設、浄水場 7 施設、給水場等 9 施設 導水管延長 約 21.4km、送配水管延長 約 360km 庁舎 1 施設 延床面積約 807 m ²
県立病院	6 病院、総延床面積約 176,808 m ²

【参考】表 5-2 地方公営企業施設の保有状況（平成 26 年 3 月末現在）

区 分	状 況
流域下水道	処理区域 19 市 1 町 約 34,918ha 終末処理場施設（花見川、花見川第二、手賀沼、江戸川第二） 印旛沼流域下水道 幹線管渠総延長 約 163.5km 中継ポンプ場 10 箇所 手賀沼流域下水道 幹線管渠総延長 約 83.7km 中継ポンプ場 1 箇所 江戸川左岸流域下水道 幹線管渠総延長 約 88.5km 中継ポンプ場 3 箇所 ※ 印旛沼・江戸川左岸連絡幹線及びポンプ場 2 箇所は重複
上水道	上水道事業 給水区域 11 市 取水場 4 施設、浄水場 6 施設、給水場 9 施設、分場 5 施設 高架水槽 12 施設、調圧水槽 12 施設 導水管延長 約 72km、送配水管延長 約 8,858km 庁舎等 15 施設 総延床面積約 22,608 m ²
工業用水道	工業用水道事業 給水区域 7 地区（13 市 2 町） 貯水施設（ダム 3 箇所） 取水場 4 施設、浄水場 7 施設、給水場等 9 施設 導水管延長 約 42km、送配水管延長 約 369km 庁舎 1 施設 延床面積約 807 m ²
県立病院	7 病院、総延床面積 約 138,922 m ²

表 6 のとおり、地方公営企業施設についても、老朽化が進行している。
 例えば、上水道では昭和 30 年代以降に大量に建設された水道施設の大規模更新期を迎えており、工業用水道でも改築が必要な施設が数多く存在する。また、県立病院でも、建設後 40 年を超える施設がある。

今後、施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立った施設更新が重要である。

表 6 地方公営企業施設の老朽化状況（令和 3 年 3 月末現在）

区 分	施 設	施設数	建設後50年以上経過する施設の割合		
			R3年 3月末	10年後 (R13.3月末)	20年後 (R23.3月末)
流域下水道	処理場・ポンプ施設	17 施設	0%	47%	70%
	幹線管渠	約359.7km	0%	28%	58%
上水道	取水場、浄水場、給水場等	48施設	42%	77%	85%
	導送配水管	約9,207km	3%	26%	46%
	庁舎	12施設 約22,098㎡	6%	67%	67%
工業用水道	貯水施設（ダム）	3箇所	67%	100%	100%
	取水場、浄水場、給水場等	20施設	55%	75%	90%
	導送配水管	約381km	27%	56%	81%
	庁舎	1施設	100%	100%	100%
県立病院	県立病院	6病院 約176,808㎡	0%	12%	34%

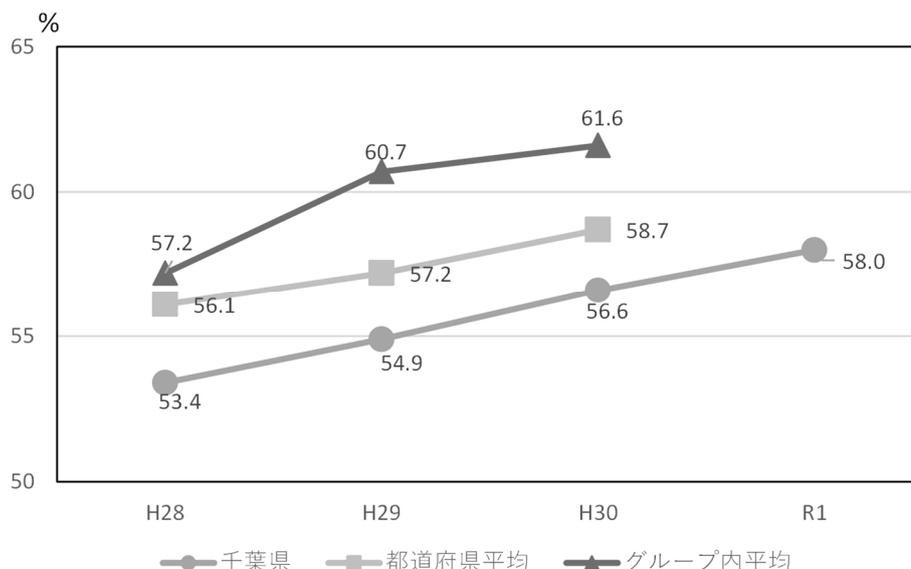
※ 建設後 50 年以上を経過する施設の割合は、建設年度不明の施設数を除いて算出

※ 施設の耐用年数は、種類ごとに異なり、50 年以上の施設もある。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

地方公営企業施設を除く有形固定資産減価償却率⁵については、図6のとおりである。同償却率は、緩やかに増えてはいるものの、都道府県平均やグループ⁶内平均と比較すると低い水準が維持されている。

図6 有形固定資産減価償却率の推移



5 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出した指標。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

6 グループ

財政力指数の高低等によりA～Fに分類したもので、本県は財政力指数 0.500～1.000未達のBグループに属している。

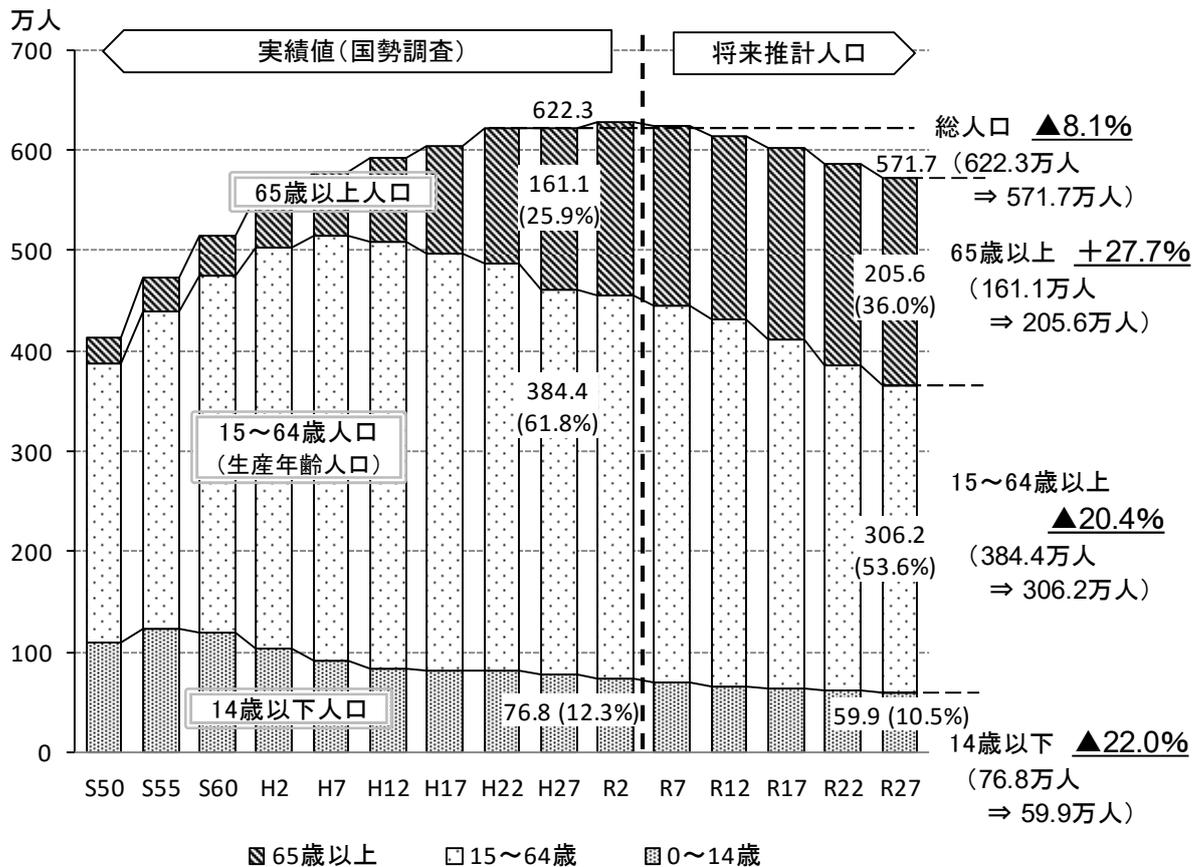
2 県有施設を取り巻く環境

(1) 人口減少・更なる少子高齢化の進行

令和4年3月に策定した「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」における人口推計では、本県の人口は平成27(2015)年からの30年間で約51万人(約8.1%)減少する見込みであり、その内訳を見ると、65歳以上が約45万人(27.7%)増加する一方で、生産年齢人口(15～64歳)は約78万人(20.4%)、年少人口(14歳以下)は約17万人(22.0%)減少し、少子高齢化が更に進行することが見込まれている。

このような人口減少や更なる少子高齢化の進行に伴い、県有施設の利用需要も変化することが見込まれることから、必要な行政サービス水準の維持にも十分配慮しつつ、施設の用途見直し・統廃合等、既存施設の有効活用及び施設総量の適正化に向けた取組が必要である。

図7 千葉県将来人口の推移(国勢調査・将来推計人口)



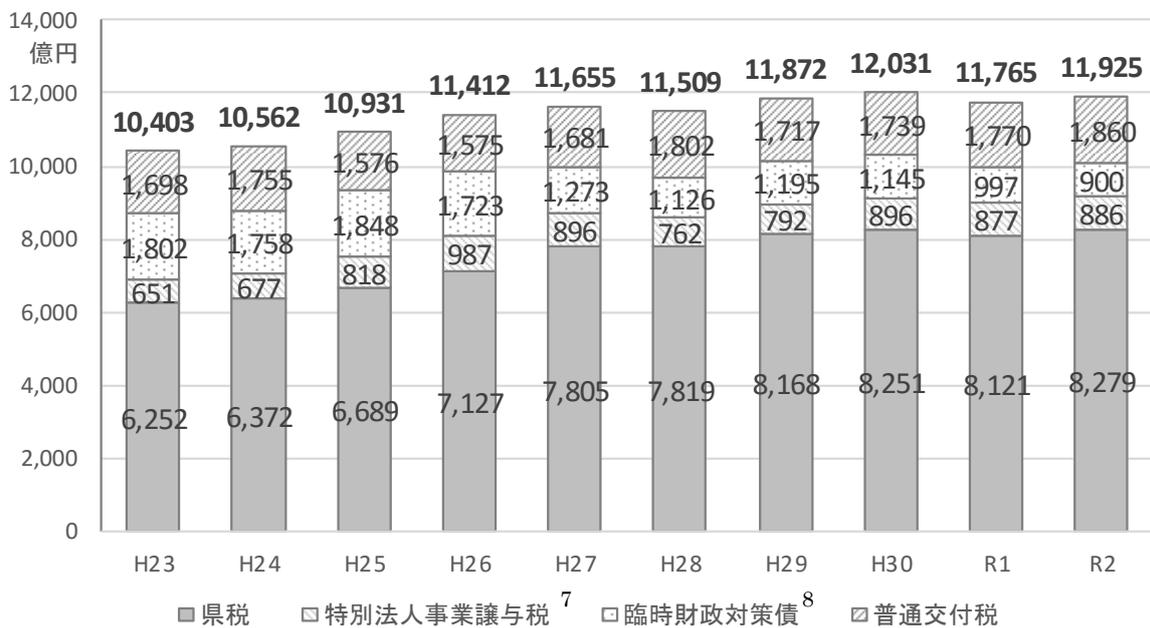
【出典】 総務省統計局「国勢調査」
千葉県「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」

(2) 厳しい財政状況

① 歳入の状況

近年、消費税率の引き上げや景気の回復基調を受けて、県税収入は増加傾向にあったが、今後は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少に加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されることから、県税収入や地方交付税を含めた歳入全体の大幅な増加は期待できない。

図 8 県税収入等の推移



※ 決算額

※ R1 までは地方法人特別譲与税の決算額

7 特別法人事業譲与税

地方税の偏在是正を図るため、従来の地方法人特別譲与税に代えて、令和 2 年度から法人事業税の一部を国税化（特別法人事業税）した上で、人口を基準に都道府県に再配分（特別法人事業譲与税）するもの。

8 臨時財政対策債

平成 13 年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

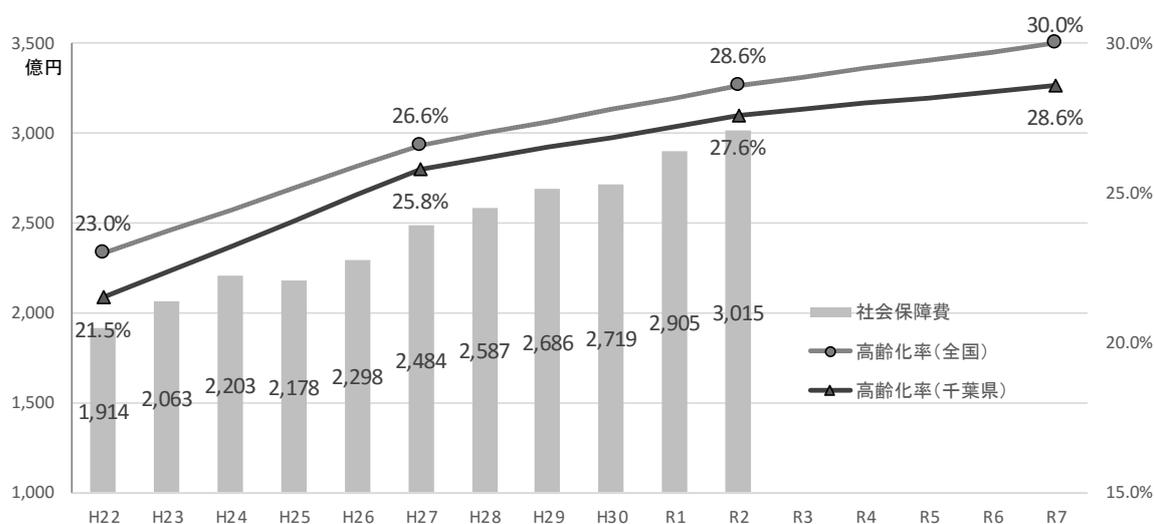
② 歳出の状況

ア 高齢化の進行などによる社会保障費の増加

社会保障費については、高齢化の進行などにより増加傾向にある。

今後も高齢化は進行し、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となるなど、令和7年には県民の約3割が高齢者となる見込みであることから、社会保障費は更に増加していく見込みである。

図9 社会保障費と高齢化率の推移



※ 社会保障費は決算額

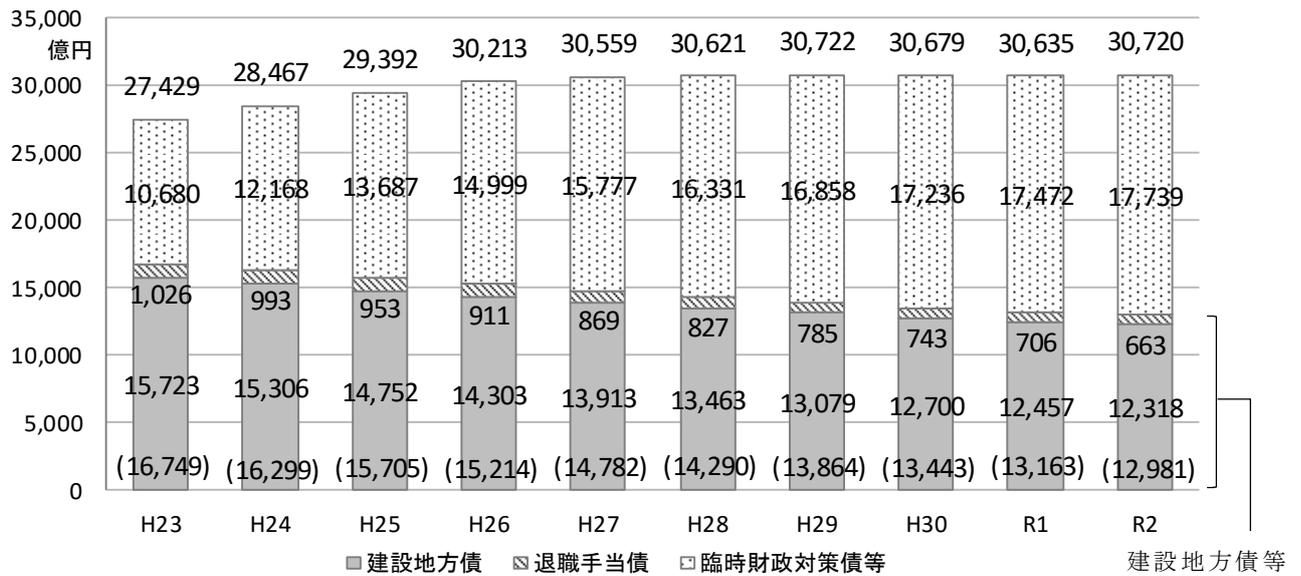
※ 高齢化率は、R2までは国勢調査人口（総務省）

R7（千葉県）は、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法（平成30年推計）に準拠して推計
R7（全国）は、「日本の将来推計人口（平成30年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による推計

イ 臨時財政対策債の発行による公債費の増加

建設地方債は過去に発行した地方債の償還が進み、残高が減少している一方で、地方交付税の振替である臨時財政対策債は大量発行が続いていることから、公債費⁹全体としては引き続き増加していく見込みである。

図 10 県債残高の推移



※ 決算額

※ ()内は建設地方債等の残高

9 公債費

地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計

3 中長期的な維持管理・更新等に必要経費の見込み

令和 3 年度から総合管理計画の最終年度である令和 27 年度までに、庁舎・学校等の施設及び社会基盤施設等の維持管理・更新等に要する経費見込みについて、長寿命化対策を実施しない場合（事後保全型維持管理¹⁰）及び個別施設計画等に基づき対策を実施した場合（予防保全型維持管理¹¹）に分けて算出した。

【庁舎・学校等の施設】

長寿命化対策を実施しない場合は、図 11 のとおり、総額約 1 兆 8,957 億円（年平均約 758 億円）が必要となる見込みである。

他方、長寿命化対策を実施する場合は、図 12 のとおり、総額約 9,759 億円（年平均約 390 億円）となり、長寿命化対策を実施しない場合と比較して、年平均約 368 億円の経費の縮減が見込まれる。

【社会基盤施設等】

長寿命化対策を実施しない場合は、図 13 のとおり、総額約 4 兆 4,880 億円（年平均約 1,795 億円）が必要となる見込みである。

他方、長寿命化対策を実施する場合は、図 14 のとおり、総額約 3 兆 4,435 億円（年平均約 1,377 億円）となり、長寿命化対策を実施しない場合と比較して、年平均約 418 億円の経費の縮減が見込まれる。

このように、長寿命化対策の実施により、費用の縮減や平準化に一定の効果が見込まれる。厳しい財政状況が続く中、施設を適切に維持管理・更新等をしていくためには、地方債や基金等を活用しながら長寿命化対策を実施していくとともに、人口減少や公共施設等の利用状況を踏まえ、効率的・効果的な施設総量の適正化の取組を併せて行っていく必要がある。

10 事後保全型維持管理

施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕や更新等を行う管理手法

11 予防保全型維持管理

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法

図 11 庁舎・学校等の施設に係る維持管理・更新等の経費見込み（事後保全型維持管理）

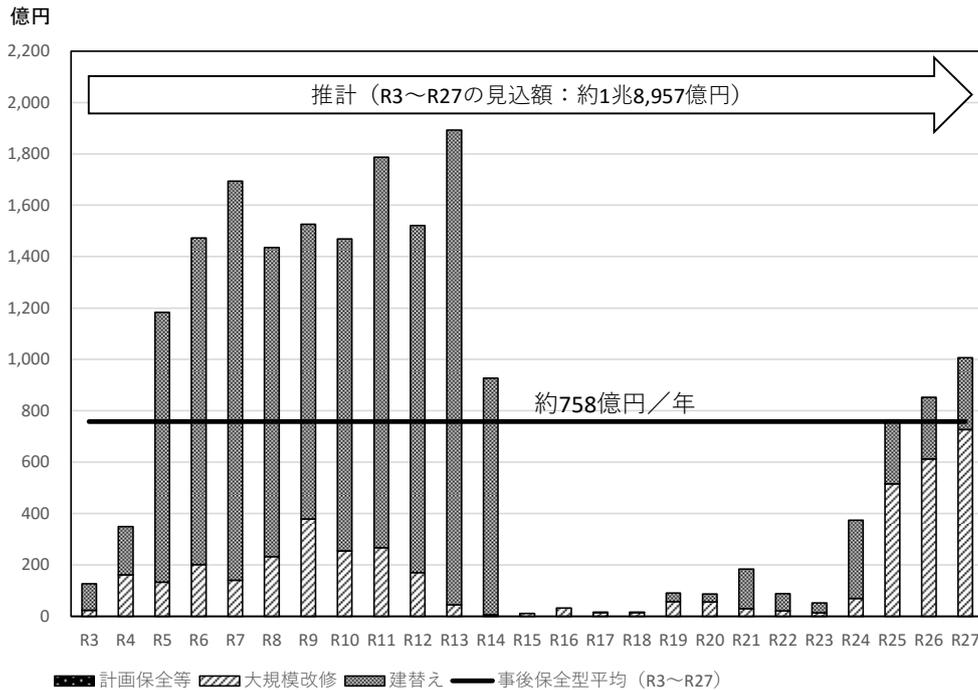
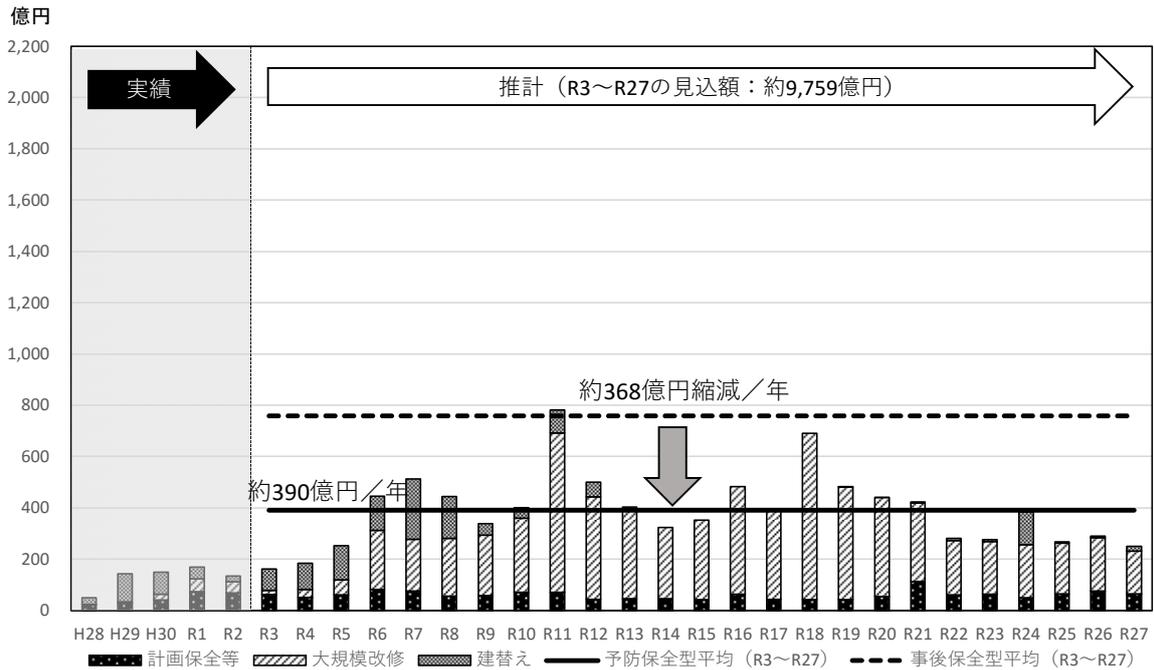


図 12 庁舎・学校等の施設に係る維持管理・更新等の経費見込み（予防保全型維持管理）



< 試算における留意事項 >

- ・長寿命化対策を実施しない場合は、20年目で大規模改修、40年目で建替えをするものとして試算。
- ・長寿命化対策を実施する場合は、5年ごとに計画保全、40年目で大規模改修、80年目で建替えをするものとして試算。（ただし、県有建物長寿命化計画に含まれる対象事業については、同計画におけるシミュレーションの値を使用）
- ・H28～R2 は実績（繰越分含む）、R3 は6月補正後の予算額（繰越分含む）。

図 13 社会基盤施設等に係る維持管理・更新等の経費見込み（事後保全型維持管理）

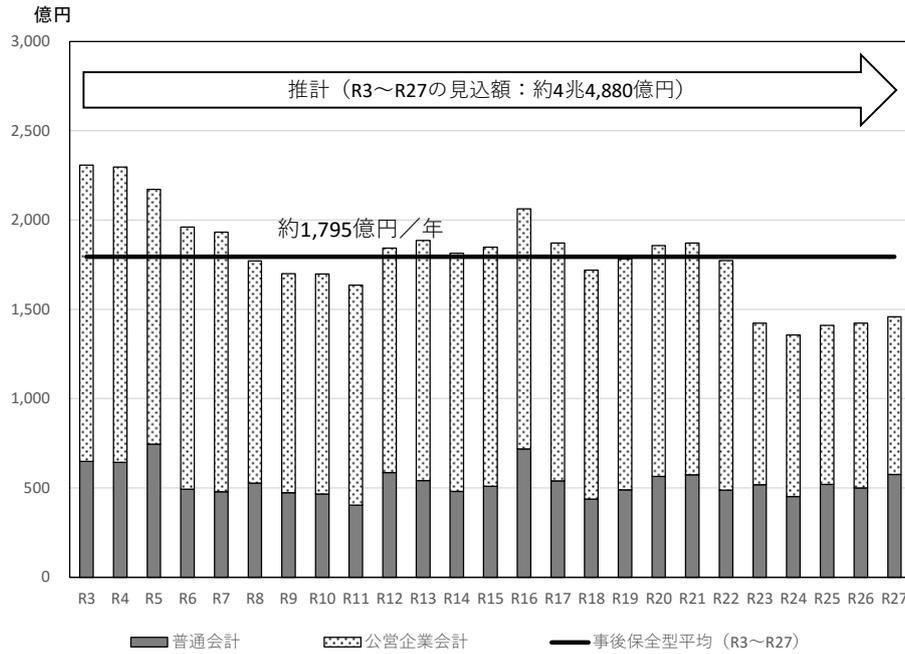
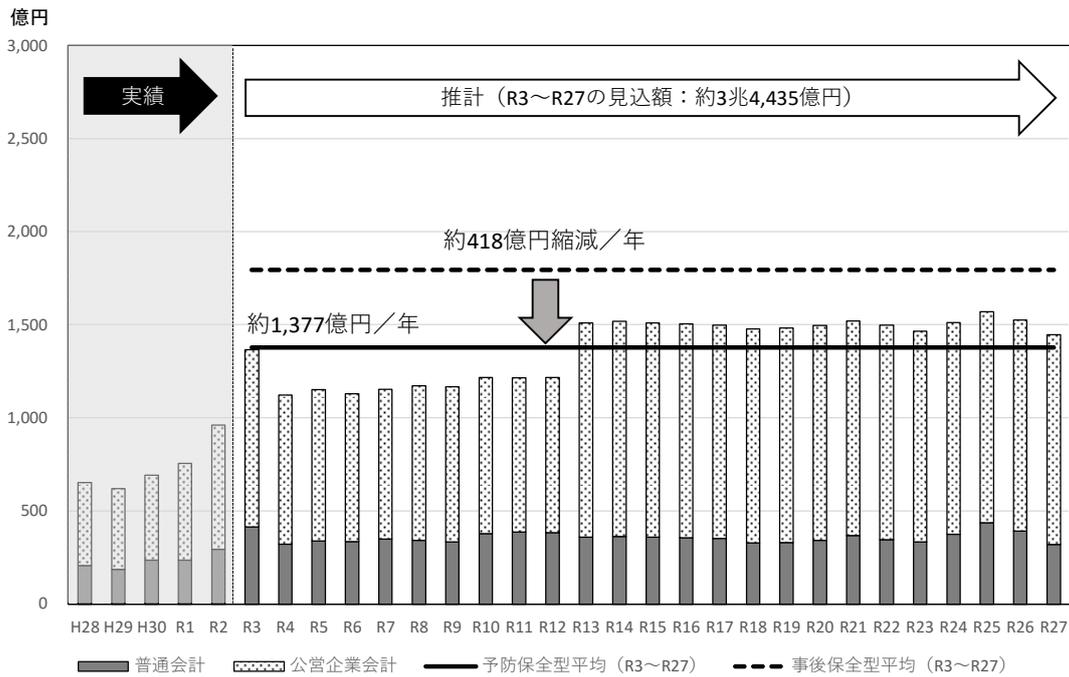


図 14 社会基盤施設等に係る維持管理・更新等の経費見込み（予防保全型維持管理）



< 試算における留意事項 >

- ・ 県立病院については、今後個別施設計画を策定する予定のため本試算には含まれていない。
- ・ H28～R2 は実績（繰越分含む）、R3 は6月補正後の予算額（繰越分含む）。

第3章 庁舎・学校等の施設に係る基本的な考え方と取組方針

1 基本的な考え方

本県では、県有施設長寿命化指針を策定し、県有施設の長寿命化の推進に取り組んできたところであるが、庁舎・学校等の施設を取り巻く現状と将来見通しを踏まえると、老朽化が相当進んでおり、今後の長寿命化対策に要する費用を考えた場合、財政負担の軽減と平準化が必要である。

そこで、これまでの方針を一部見直した上で、必要な行政サービス水準の維持にも十分配慮しつつ、次の2つの方向性を基本的な考え方として、具体的な方策に取り組むこととする。

基本的な考え方 1

施設管理の適正化

(1) 施設の長寿命化の推進

中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、定期的な点検・診断に基づき、不具合が発生する前に対応を講ずる予防保全型維持管理を推進することにより、施設の長寿命化を推進する。

(2) 施設の安全性の確保

県有施設の必要な機能を発揮し続け、県民の安全・安心を確保するため、点検・診断等により施設の健全性を把握するとともに、長寿命化対策の機会を捉え、施設の防災・耐震性能や事故防止のための安全性能についても維持向上を図る。

基本的な考え方 2

施設総量の適正化

厳しい財政状況の下で必要な県有施設の維持管理・更新を適切に行うため、県有施設の利用状況や行政ニーズの変化等を的確に把握し、総合的な調整を行い、施設総量の適正化を図る。

また、県民や民間事業者などと協働・連携し、専門的な知識やノウハウ、資金等、民間活力の効果的な活用についても検討する。

なお、活用方法がなく不要となった施設については、倒壊等の危険除去など治安・防災上の観点や景観を維持する上での必要性などを十分に検討した上で、施設の除却¹²を進め、維持管理コストの縮減と県民の安全性の確保を図るとともに、売却等の処分を推進する。

12 除却

資産を取り壊し、廃棄すること。

2 施設管理の適正化に向けた取組方針

(1) 点検・診断・維持管理等の適正化

- 点検・診断を確実に実施し、施設状態を把握する。
- 維持管理情報をデータベース化し、情報の一元化と共有化を図る。
- 維持管理計画書を作成し、計画的かつ予防的な保全を実施する。

施設の適切な維持管理には、定期的な点検による性能状態の把握と評価結果に基づく必要な対策の実施が重要である。

このため、劣化の状態を予測して適切な時期に保全を実施するとともに、点検・診断結果、修繕履歴等の維持管理情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。

○ 点検・診断の実施

法令に基づく定期点検の確実な実施とともに、施設管理者等の目視等による日常点検を行い、不具合や劣化の早期発見に努める。

そこで、法定・日常点検の内容を踏まえて今後整備する点検チェックシートやマニュアルを活用し、施設管理者等は日常点検を実施する。

また、施設の劣化状況等を直接把握するために簡易劣化診断を実施しており、今後も必要に応じて簡易劣化診断を行い、施設の性能状態の把握に努める。

○ 維持管理情報のデータベース化

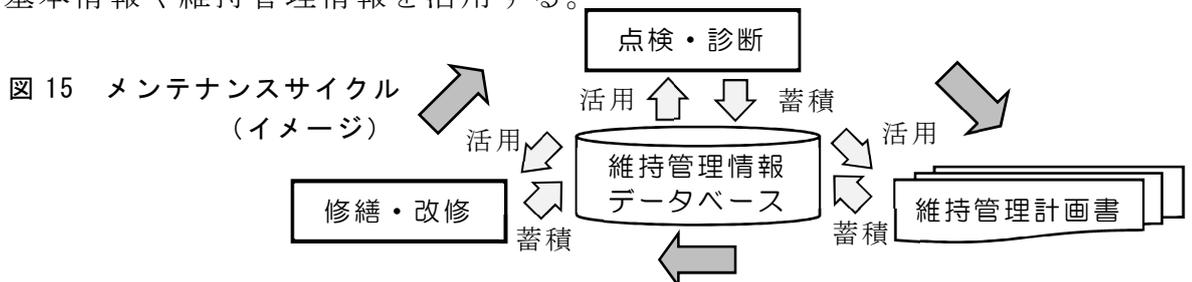
予防保全型維持管理を進める上で必要となる施設の基本情報や点検・診断結果、修繕履歴等の維持管理情報についてデータベース化に向けた取組を進める。

これにより、維持管理情報の一元化と共有化を図り、合理的な維持管理を実施する。

○ 維持管理計画書の作成

計画的かつ予防的な保全を実施するため、長期的な観点から施設の修繕や改修等の需要を予測・検討し、施設ごとに維持管理計画書の作成を進める。

作成に当たっては、維持管理情報データベースに蓄積された施設基本情報や維持管理情報を活用する。



(2) 施設の長寿命化の推進

- 目標とする性能水準を定め、良好な状態で施設を維持・活用する。
- 長寿命化設計基準を適用し、企画段階からコスト縮減を意識する。
- 改修・建替え時には適切な手法を選択し、コストを縮減する。

中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要である。

そこで、庁舎・学校等の施設については、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を基本的な考えとするとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト¹³が最小となる効率的な維持管理を推進する。

○ 施設の目標使用年数の設定

県有施設の管理に係る財政負担の更なる軽減を図るため、物理的耐用年数等¹⁴を考慮して、「県有施設長寿命化指針」に掲げた目標使用年数（65年）を見直し、下表のとおり目標使用年数を定める。

ただし、施設の劣化が著しく目標使用年数までの使用が困難である場合などは、この限りでない。

なお、木造等上記構造以外の建物については、建物の構造、行政ニーズ、施設用途、ライフサイクルコストを考慮して、個々の施設に応じた目標使用年数とする。

目標使用年数	構造
80年	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造

13 ライフサイクルコスト

企画から設計、建設工事、運営費、維持修繕費から取壊しまでの建物の生涯に係る全ての費用

14 物理的耐用年数

材料・部品・設備が劣化して建物の性能が低下することによって決定される年数

- 目標耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）
- 構造体の総合耐久性（日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」）

○ 基本的な性能水準の設定

県民への行政サービスの提供拠点である施設を良好な状態で維持・活用していくため、利用期間を通じて施設の有すべき基本的な性能項目及び水準を定め、これらの性能水準の確保に努める。

○ 長寿命化設計基準の適用

維持管理費等のランニングコストは、ライフサイクルコストの7～8割を占めており、施設整備の企画・設計段階で決定する要素が大きいため、企画段階からライフサイクルコストの縮減を意識した取組が必要である。

そこで、施設の建替や大規模改修を行うにあたり、目標使用期間内における性能水準を確保するため、最も合理的な設計の方針及び具体的な設計の基準等を示す「千葉県県有建物長寿命化計画に係る長寿命化設計基準」（令和2年3月）を策定した。

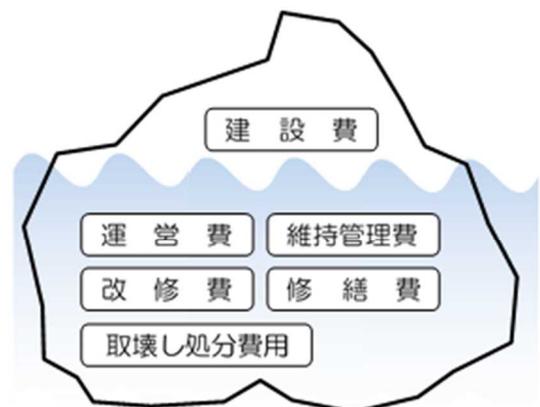
この設計基準では、建物の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための考え方の原則を示し、可変性、省エネルギー、高耐久性等の重視する性能について設計において配慮すべき基準を定めている。

本設計基準は、施設の新築（建替）の設計に適用するとともに、大規模改修の設計においても原則として適用することとし、部分改修等の設計については、状況に応じて適用するものとする。

図 16 ライフサイクルコスト（LCC）

- ① 施設の設計料、建設工事費などの初期費用（イニシャルコスト）
- ② 運営費・維持修繕費などの保全（施設管理）費用（ランニングコスト）
- ③ 取壊し処分費用

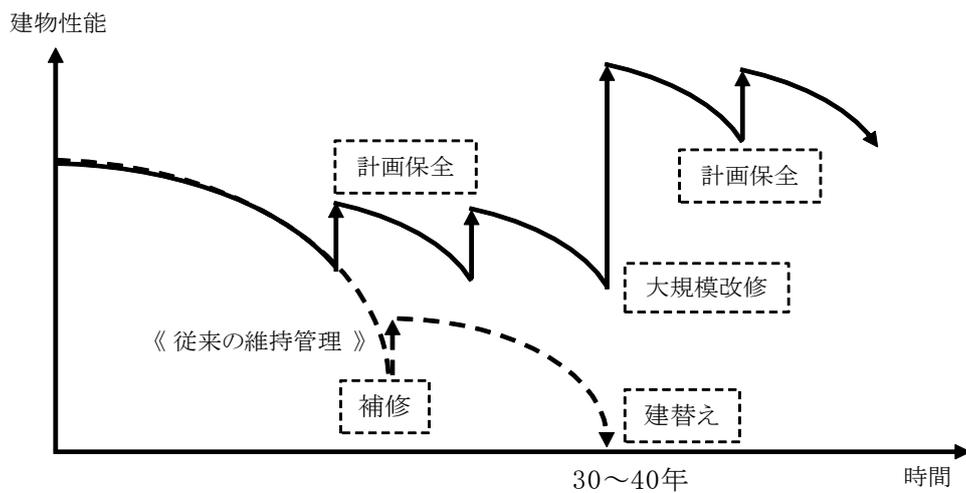
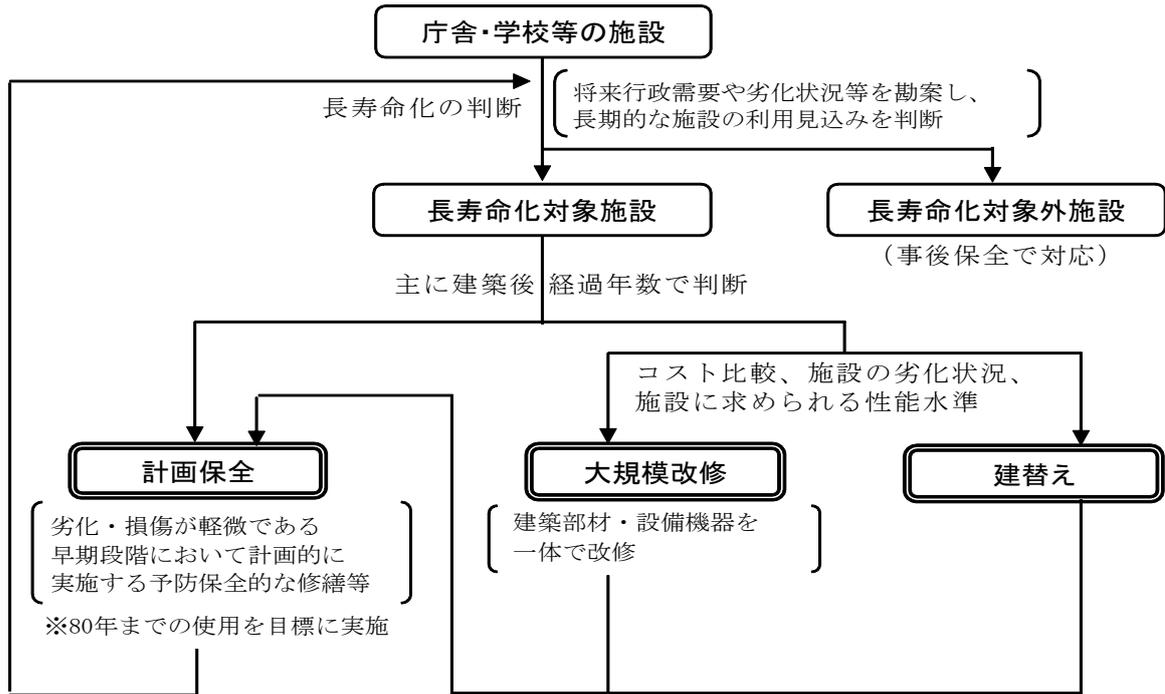
の合計『建物の生涯に必要な総費用』



○ 改修・建替え工事の適切な選択

建築後一定の年数（概ね 40 年程度）が経過した施設については、トータルコストの縮減効果等を確認した上で、改修・建替え時には、環境負荷の低減を考慮しつつ、工法も含めて適切な手法を選択し、ライフサイクルコストを縮減する。

図 17 施設整備手法の検討フロー（イメージ）



(3) 防災基盤の整備

- 防災拠点としての機能確保を図り、安全・安心を確保する。
- 長寿命化に係る改修等の機会を捉え、耐震化等を推進する。

庁舎・学校等の施設は、県民への行政サービスの場として、また、災害等の防災上重要な施設としての役割を担っている。このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能を十分発揮できるよう日常から施設の適切な管理を行い災害への備えを万全にし、災害時でも施設が機能不全に陥らないようにする。

また、長寿命化に係る改修等の機会を捉え、今後も計画的な耐震化を図るとともに災害に備えた施設整備に取り組む。

(4) ユニバーサルデザイン¹⁵化の推進方針

- 長寿命化に係る改修等の機会を捉え、施設の特性等を考慮してユニバーサルデザイン化を推進する。

長寿命化に係る改修等にあたっては、施設ごとの特性を考慮して、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)における街づくりの考え方を踏まえ、「千葉県福祉のまちづくり条例」(平成 8 年 3 月制定)及び「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」(平成 17 年 3 月策定)等に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進する。

(5) 保全業務支援体制の構築

- 施設管理者等への研修等を実施し、知識の向上を図る。
- 専門知識を有する技術者を確保・育成し、支援体制の構築に取り組む。

予防保全的維持管理への転換にあたっては、適切な日常点検を実施し、劣化等を早期発見することが重要であるため、施設管理者等に対する研修や講習を実施し、施設管理に関する知識の向上を図る。

また、専門知識を有する技術者の確保・育成に努め、財産管理部門と営繕部門の協力体制を強化するとともに、施設管理に関する技術的な相談対応など施設管理者等に対する支援体制の構築に向けて取り組む。

15 ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

(6) 施設の運営管理の適正化

- ベンチマーキング等を活用した運営管理コストの縮減を検討する。
- 省エネルギー機器の導入を検討する。
- PPP/PFI など民間活力の幅広い活用を検討する。

施設の運営管理に係るコストを把握し、事業効果を評価するなど、行政サービス水準の維持向上を図りながら、施設の運営管理コストの縮減・適正化など効率的な運営管理を推進する。

○ 施設間の比較分析

各施設における光熱水費や委託費等の実態を把握した上で、施設間の比較分析を行い、ベンチマーキング¹⁶等を活用した日常的な運営管理コストの縮減を検討する。

○ 省エネルギー機器の導入検討

環境負荷の低減とともに、運営管理コストの縮減・適正化を図るため、省エネルギー機器の導入を検討する。

○ 民間活力の幅広い活用

施設の効果的な活用や運営管理を図るため、PPP/PFI¹⁷など民間活力の幅広い活用を検討する。

16 ベンチマーキング

業界を超えて世界で最も優れた方法あるいはプロセスを実行している組織から、その実践方法（プラクティス）を学び、自社に適した形で導入して大きな改善に結びつけるための一連の活動

17 PPP/PFI

○PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

○PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

3 施設総量の適正化に向けた取組方針

(1) 施設総量の適正化

○ 施設の用途区分に応じたあり方を検討し、施設総量を縮減する。

庁舎・学校等の施設については、今後、施設の老朽化に伴い維持管理・建替え費用の増大が見込まれることから、厳しい財政状況、社会情勢等の変化や人口減少等を踏まえ、適正な施設の維持管理を実施するためには、施設総量の縮減が不可欠であり、次の視点から施設のあり方を検討する。

なお、施設の新規整備を行う場合には、施設総量の増加を極力抑制するとともに、既存施設の建替えや大規模改修を行う場合には、施設の必要な機能や規模について十分精査するなど、施設総量の縮減に努める。

○ 行政施設等

一定のエリア内に設置されている地域振興事務所、県税事務所、健康福祉センター、農業事務所、土木事務所及び教育事務所等については、積極的に合同庁舎化を検討する。

また、各機関の所管区域、事務所・支所の所在地等を勘案しつつ、廃止・統合など施設総量の縮減に取り組む。

○ 試験研究施設

県民ニーズとの合致性や民間等との役割分担なども踏まえ、施設の必要な機能について精査し、廃止・統合など施設総量の縮減に取り組む。

○ 県立学校

将来の児童生徒数や学級数等の見通しを踏まえ、学校における空き教室、実習室など常時使用していないスペースを精査した上で、各学校単位での建物の集約化や使わなくなった校舎の処分などにより施設総量の縮減に取り組む。

○ 警察施設

警察施設のうち警察公舎については、入居状況や民間活用等の視点から施設総量の縮減に取り組む。

○ 公の施設

行政サービスとしての必要性や運営主体の適性などを十分に検証するとともに、適正な配置・規模など施設のあり方を精査した上で、施設の集約化・複合化、転用、廃止、民間・市町村等への移譲などを検討し、施設総量の縮減に取り組む。

特に、同種の施設が複数ある場合は、統合等による効率化を図る。

(2) 施設の機能性・効率性の向上

○ 施設情報を一元化し、施設の有効活用による適正配置を推進する。

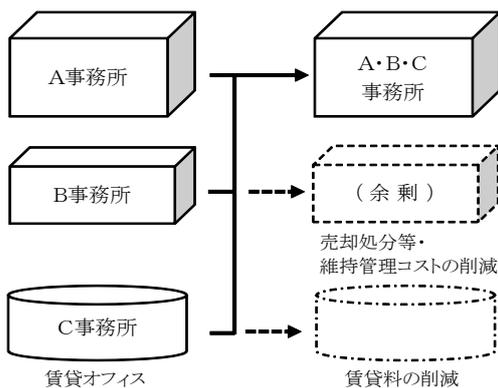
行政サービス水準の維持向上を図るため、施設総量の縮減を図るとともに、機能性・効率性の向上など施設の有効活用にも取り組むことが重要である。

そこで、施設利用者（県民・職員）の満足度向上や事業効率性・生産性の向上が図れるよう、施設の有効活用に必要な情報をファシリティマネジメント¹⁸推進部署（総務部資産経営課）に一元化し、施設性能と施設ニーズを踏まえた集約化や複合化あるいは転用等により、施設配置の適正化を推進する。

図 18 施設配置の適正化イメージ

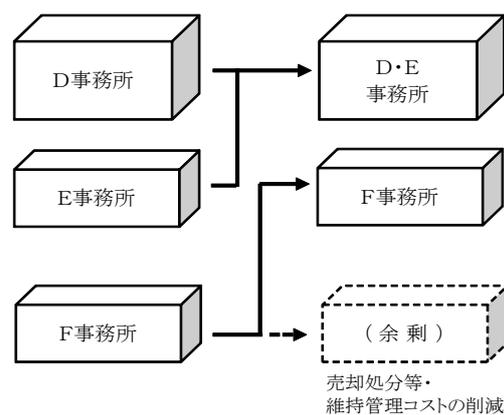
《 集約化・複合化 》

地域ごとに設置される出先機関の庁舎について、他の機関への移転(集約)を行う。



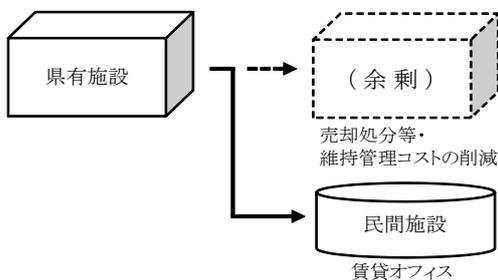
《 転用 》

不要になった施設の転用により、既存施設の有効活用を図る。



《 民間施設の活用 》

施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用する。



18 ファシリティマネジメント

経営目的の達成を図るために、土地、建物などの財産（ファシリティ）を経営資源として有効活用していくとともに、総合的に企画、管理、活用（マネジメント）することにより全体最適を目指す経営活動。

中長期的な取組により施設総量の適正化を図る。

(30年間で施設総量(延床面積)を15%縮減)

行政サービス水準の維持にも十分配慮しつつ、県有施設の維持管理・更新を適切に行うため、人口減少や人口構造の変化、厳しい財政状況の見通し等を踏まえた施設総量の見直しが必要である。

そこで、必要な施設を的確に選定し、既存施設の有効活用など効率的・効果的な施設総量の適正化を図るとともに、施設の整備・改修に当たっては、できる限り工法・建築資材等のコストダウンを図る。

また、施設総量の適正化により生じる未利用県有地等の処分を積極的に推進することにより、財源の確保を図る。

この目標値は、今後、人口動態や社会経済情勢の変化などによる影響を考慮して、必要に応じて見直しを行う。

4 令和2年度末までの主な取組状況

- ・ 主要な施設の総量(延床面積)約1.9%縮減
- ・ 「千葉県県有建物長寿命化計画」を策定(H29年度)
- ・ 同長寿命化計画の整備計画(I期)に基づき、55施設の大規模改修や建替えを実施(着手済を含む)
- ・ 「千葉県県有建物長寿命化計画に係る長寿命化設計基準」を策定(R元年度)
- ・ 維持管理計画書210棟分を策定

第4章 社会基盤施設等に係る基本的な考え方と取組方針

1 基本的な考え方

県民生活や経済活動を継続的に支えていくためには、厳しい財政状況にあっても、必要な施設を適切かつ効率的に維持し、施設の安全・安心を確保することが重要な課題になる。

そこで、社会基盤施設等については、施設ごとの特性に応じて、安全性の向上やコスト縮減に配慮した個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、予防保全など計画的な維持管理を実施するとともに、中長期的な視点から施設総量の適正化にも配慮する。

なお、施設ごとの具体的な取組は、次のとおりである。

2 施設ごとの取組方針及び取組状況

(1) 道路

<取組方針>

① 点検・診断等

橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、関係する各基準類に基づき、5年に1回近接目視（または目視同等の新技術導入）による定期点検を実施し、健全度を診断する。

② 修繕・更新等

修繕・更新については、点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）に基づく取組を継続する。

③ 基準類の整備

点検については、以下の基準類を適用する。

- ・千葉県橋梁点検要領（案）（県・R2.3策定）
- ・道路トンネル定期点検要領（国・H31.2策定）
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（国・H31.2策定）
- ・千葉県横断歩道橋定期点検要領（案）（県・R2.3策定）
- ・門型標識等定期点検要領（国・H31.2策定）
- ・千葉県舗装点検要領【千葉県舗装維持管理計画内に記載】
（県・H31.3策定）
- ・小規模附属物点検要領（国・H29.3策定）
- ・道路土工構造物点検要領（国・H29.8策定）

④ 情報基盤の整備と活用

点検結果や施設諸元等の情報を蓄積するとともに、それらの集約を図る。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成に取り組むとともに、県内の道路管理者で構成された「道路メンテナンス会議」を活用しながら各管理者間の相互連携体制の強化に努める。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県橋梁長寿命化修繕計画（H22年度策定、R元年度改訂）
- ・千葉県トンネル長寿命化修繕計画（H28年度策定、R元年度改訂）
- ・千葉県横断歩道橋長寿命化修繕計画（H28年度策定、R元年度改訂）
- ・千葉県ボックスカルバート維持管理計画（H29年度策定）
- ・千葉県門型標識等長寿命化修繕計画（R元年度策定）
- ・千葉県小規模附属物維持管理計画（H30年度策定）
- ・千葉県舗装維持管理計画（H30年度策定）
- ・千葉県法面維持管理計画（R2年度策定）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・橋梁、トンネル、横断歩道橋等の施設の1巡目法定点検を実施
- ・橋梁、トンネル、横断歩道橋等の短期計画に位置付けられている早期措置段階の修繕を実施

(2) 河川・ダム

<取組方針>

① 点検・診断等

水門、揚排水機場等の各河川管理施設について、関係する各基準類に基づき、河川の区間区分、河川特性に応じて、出水期前等の適切な時期に、目視その他適切な方法により点検・診断等を実施する。

ダムの安全が確保され、ダムが有する洪水調節、流水の正常な機能の維持及び利水補給等の機能が発揮されるよう、関係する各基準類に基づき、ダムの形式や規模等に応じて、巡視・点検・調査等を行う。

② 修繕・更新等

河川管理施設に係る修繕・更新については、点検・診断の結果を踏まえ策定した個別施設計画に基づく取組を継続する。

ダムに係る修繕・更新については、巡視・点検・調査等を実施し、これらの結果を分析・評価したうえで、必要な対策を実施する。

③ 基準類の整備

点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類を適用する。

- ・中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領
(国・H26.3策定)

- ・千葉県河川巡視・点検要領（県・H27.3 策定）
- ・河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（国・H27.3 策定）
- ・河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル
（国・平成 27.3 策定）
- ・河川法施行令（国・平成 25 年 12 月施行）
- ・河川法施行規則（国・平成 25 年 12 月施行）
- ・河川砂防技術基準維持管理編（河川編）（国・H25.5 改定）
- ・河川砂防技術基準維持管理編（ダム編）（国・H26.4 策定）
- ・ダム総合点検実施要領（国・H25.10 策定）
- ・ダム・堰施設技術基準（案）（国・H25.7 改定）
- ・ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討要領（国・H23.4 策定）
- ・電気通信施設点検基準（案）（国・H21.12 改定）
- ・貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）
（H21.7 策定）
- ・ダム定期検査の手引き（国・H14.2 策定）
- ・ダム検査規定（国・S43.2 策定）

④ 情報基盤の整備と活用

施設の諸元、施工条件及び点検・修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースの構築や蓄積した各施設のデータの共有化等の取組を推進する。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成、各管理者間の相互連携体制の構築及び民間団体との協働などへの取組を推進する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県河川管理施設長寿命化計画（猫実排水機場）（H23 年度策定、H28 年度改訂）他 22 計画
- ・千葉県ダム長寿命化計画（R3 年度策定）

<令和 2 年度末までの主な取組状況>

- ・個別施設計画に基づき、毎年度 15 施設、平成 31 年度からは平成 30 年度に計画が策定された 7 施設を加えた 22 施設の巡視点検及び予防保全を実施（河川管理施設）
- ・矢那川ダムは令和元年度までに予防保全を含めた施設整備の一巡目完了（ダム）
- ・全ての施設で定期点検を実施（ダム）

(3) 砂防

<取組方針>

① 点検・診断等

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等について、関係する各基準類に基づき、5年に1回近接目視（または目視同等の新技术導入）による定期点検を実施し、健全度を診断する。

② 修繕・更新等

修繕・更新については、点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（砂防設備長寿命化計画等）に基づく取組を継続する。

③ 基準類の整備

点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類を適用する。

- ・砂防関係施設点検要領（案）（国・R2.3改訂）
- ・砂防関係施設の長寿命化計画ガイドライン（案）（国・R2.3改訂）

④ 情報基盤の整備と活用

施設の諸元、施工条件及び点検・修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースの構築や蓄積した各施設のデータの共有化等の取組を推進する。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成、各管理者間の相互連携体制の構築及び民間団体との協働などへの取組を推進する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県砂防設備長寿命化計画（R3年度策定）
- ・千葉県地すべり防止施設長寿命化計画（R3年度策定）
- ・千葉県急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画（R3年度策定）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・平成27年度から平成30年度に全施設の点検を実施

(4) 海岸

<取組方針>

① 点検・診断等

各海岸保全施設について、関係する各基準類に基づき、5年に1回目視その他適切な方法による点検を実施し、健全度を診断する。

② 修繕・更新等

修繕・更新については、巡視・点検・調査等を実施し、これらの結果を分析・評価したうえで、必要な対策を実施するとともに、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（海岸保全施設長寿命化計画等）に基づく取組を継続する。

③ 基準類の整備

点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類を適用するとともに、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

- ・ 海岸保全施設維持管理マニュアル（国・H26.3策定、R2.6改訂）
- ・ 千葉県河川等巡視基準（県・H27.3策定）

④ 情報基盤の整備と活用

施設の諸元、施工条件及び点検・修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースの構築や蓄積した各施設のデータの共有化等の取組を推進する。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成、各管理者間の相互連携体制の構築及び民間団体との協働などへの取組を推進する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・ 千葉県海岸保全施設（港湾）長寿命化計画（R2年度策定）
- ・ 銚子漁港海岸長寿命化計画（H30年度策定）他17計画
- ・ 千葉県海岸保全施設長寿命化計画（R3年度策定）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・ 平成28年度から令和2年度までに海岸保全施設の点検を実施（建設海岸）
- ・ 平成31年度及び令和2年度に公共施設等適正管理推進事業債を活用した施設の更新工事を実施（港湾海岸）
- ・ 日常点検を継続して実施するとともに毎年度全施設の巡視点検を実施（漁港海岸）

(5) 港湾

<取組方針>

① 点検・診断等

港湾施設の機能不全を未然に防ぐため、関係する各基準類に基づき、定期点検・診断等を実施する。

② 修繕・更新等

修繕・更新については点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（港湾施設長寿命化計画等）に基づく取組を継続する。

③ 基準類の整備

「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に基づき、港湾施設の計画的かつ効果的な点検診断等を推進する。

④ 情報基盤の整備と活用

港湾施設の諸元、点検、診断、修繕を内容とする「港湾施設維持管理情報データベース」による一元的な情報の集約化を図る。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成、各管理者間の相互連携体制の構築及び民間団体との協働などへの取組を推進する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県港湾施設長寿命化計画（H26年度策定）
- ・千葉県港湾施設（残施設）維持管理計画（R2年度策定）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・個別施設計画に基づき29箇所の予防保全を実施

(6) 都市公園

<取組方針>

① 点検・診断等

公園施設について、関係する各基準類に基づき、適切な時期に目視
その他適切な方法により、点検・診断等を実施する。

② 修繕・更新等

修繕・更新については点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求め
られる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設
計画（公園施設長寿命化計画）に基づく取組を継続する。

③ 基準類の整備

点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類を適用する。

- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国・H26.6改定）
- ・遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014
（（一社）日本公園施設業協会・H26.6改定）
- ・プールの安全標準指針（国・H19.3策定）
- ・公園施設の安全点検に係る指針

④ 情報基盤の整備と活用

施設の諸元、施工条件及び点検・修繕・更新の履歴等を内容とする
データベースの構築や蓄積した各施設のデータの共有化等の取組を
推進する。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成、各管理者間の相互
連携体制の構築及び民間団体との協働などへの取組を推進する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県公園施設長寿命化計画（H23年度策定、H29年度改訂）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・個別施設計画に基づき計画的に施設の維持管理を実施

(7) 流域下水道

<取組方針>

① 点検・診断等

個別施設計画及び令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき実施する。

② 修繕・更新等

個別施設計画及び令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき実施する。

③ 基準類の整備

点検・調査、改築・修繕等については、以下の基準類を適用する。

- ・下水道維持管理指針 -2014-
- ・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン -2015年版-

④ 情報基盤の整備と活用

施設の諸元及び点検・調査、修繕・改築等の履歴のデータベース化や各施設のデータの共有化等を推進する。

⑤ 体制の構築

維持管理・改築等に係る技術者の確保・育成、各管理者間の相互連携体制の構築及び民間団体との協働などへの取組を推進する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・印旛沼流域下水道事業計画（S47年度策定、H30年度改訂）
- ・手賀沼流域下水道事業計画（S47年度策定、H30年度改訂）
- ・江戸川左岸流域下水道事業計画（S47年度策定、R元年度改訂）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・個別施設計画等に基づき点検・調査、改築等を実施
- ・令和2年3月にストックマネジメント計画を策定

(8) 県営住宅

<取組方針>

① 点検・診断等

建築基準法に基づく定期点検のほか、消防法や水道法に基づく点検についても管理業務の中で定期的を実施し、これらの点検・診断結果により県営住宅ストックの状況把握に努める。

② 修繕・更新等

修繕・更新については点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（県営住宅長寿命化計画等）に基づく取組を継続し、安全で快適な居住空間の確保を図る。

③ 基準類の整備

県営住宅に係る定期点検については、建築基準法令に基づき、構造・建築設備等の調査項目や実施方法が定められており、引き続き、この法令等に基づく適切な運用を行う。

④ 情報基盤の整備と活用

施設の諸元、施工条件及び点検・修繕・更新の履歴等を工事台帳等各種台帳に登録しており、事業計画の立案や見直しに活用する。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成のため、各種研修・講習会等へ参加し、予防保全技術の習得及び技術力向上を図る。

また、民間団体との協働などへの取組を推進する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県県営住宅長寿命化計画(H24年度策定、H30年度改訂)

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・毎年度県営住宅の定期点検を実施（県営住宅を3グループに分け、各グループを3年毎に順次実施）
- ・千城台東第一県営住宅（1団地）を用途廃止（H30年度）
- ・国府台県営住宅（建替事業 第1期78戸）の供用を開始（R2年度）

(9) 農業施設

<取組方針>

① 点検・診断等

日常管理による点検及び適切な時期における定期点検を実施する。

② 修繕・更新等

機能診断結果に基づいた機能保全計画をベースとしつつ、施設の機能を継続的に監視し、その監視結果も踏まえた弾力的な対策工事を適時適切に実施することで、徹底的な施設の長寿命化を図る。

③ 基準類の整備

農林水産省や全国土地改良事業団体連合会が発行するマニュアル等に準拠しながら、基準類の整備を図る。

- ・「農業水利施設の機能保全の手引き」（農林水産省農村振興局）
- ・「土地改良施設の診断・管理指導結果調書マニュアル」（全国土地改良事業団体連合会） など

④ 情報基盤の整備と活用

各施設に係る情報や点検データを基幹水利施設台帳等各種台帳に登録しており、引き続き情報を更新・蓄積するとともに、情報の効率的な活用を図るため、可視化・共有を進める。

また、蓄積・集約化した情報は、効率的な維持管理、補修、更新事業に活用する。

⑤ 体制の構築

地方公共団体を通じて地元組合に施設の管理を委託していることから、その職員や組合員の各種研修・講習会等への参加を促し、予防保全技術の習得及び、技術力向上を図る。

県及び地方公共団体・地元組合の関係者が施設の管理情報を共有し更新事業の適時適切な実施に向けて関係者間の関係強化に努める。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・三島ダム管理施設機能保全計画（H21年度策定）他9計画
- ・山居地区個別施設計画（H29年度策定）他52計画

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・農業水利施設3箇所にて個別施設計画に基づく対策工事を実施

(10) 林業施設

<取組方針>

① 点検・診断等

施設情報を把握するため、定期的な点検のほか災害発生後に目視による点検を実施する。

また、重要構造物である橋梁及びトンネルについては、定期的に打音検査等による点検・診断を実施していく。

② 修繕・更新等

点検診断の結果、修繕や施設の一部の更新による施設の機能維持に対する効果が高いと判断されるものについては、修繕・更新を検討する。

施設の規模に対して大規模な補修や機能強化を要するものについては、新設を検討する。

③ 基準類の整備

施設の特性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を図っていくことを念頭に、点検・診断、補修・更新等に至る各段階に求められる取組の内容や品質など、メンテナンスサイクルを実施する上で不可欠な基準類を体系的に整備を図る。

④ 情報基盤の整備と活用

施設の位置情報も含めた各種諸元の電子化（クラウド化等）を進めることにより、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、計画的な維持管理・更新等への活用に向けて取り組む。

⑤ 体制の構築

必要な機能の維持、地域の安全・安心の確保には、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であることから、メンテナンスサイクルの構築と併せて、必要な体制の構築等を図る。

また、修繕や機能強化等に係る工事は、施設ごとの現状に応じた対策が求められるため、各種基準等を整備するとともに、研修等により関係職員的能力向上を図る。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県北部治山施設個別施設計画（R2年度策定）
- ・千葉県中部治山施設個別施設計画（R2年度策定）
- ・千葉県南部治山施設個別施設計画（R2年度策定）
- ・千葉県林道施設長寿命化計画（橋梁）（H30年度策定）
- ・千葉県林道施設長寿命化計画（トンネル）（R2年度策定）

＜令和 2 年度末までの主な取組状況＞

- ・平成 30 年度から令和 2 年度に治山施設 1,500 箇所 の点検を実施
- ・平成 30 年度に林道橋、令和元年度から令和 2 年度にトンネルの点検診断を実施
- ・トンネルについて平成 28 年度から令和元年度に 1 路線 2 箇所 の改修を実施するとともに令和 2 年度に 1 路線 1 箇所 の改修に着手

(11) 漁港施設

<取組方針>

① 点検・診断等

施設を良好な状態で維持管理するために、定期的な点検・診断を継続的かつ確実に実施し、施設の状態を把握する。

また、日常点検に加え、機能保全計画に記載された期間で定期点検を実施し、計画の見直しを図る。

② 修繕・更新等

点検・診断結果に基づく機能保全計画により、必要な対策を効果的かつ効率的に実施することで、施設の長寿命化やライフサイクルコスト削減を図る。なお、修繕・更新に際しては、現行設計基準への適合に留意する。

また、水産業の動向や社会構造等の変化等を踏まえ、施設の集約化や撤去・機能転換等の有効活用などを必要に応じ行う。

③ 基準類の整備

維持管理・更新等に係る国の各種基準・マニュアルや、維持管理を進めていく上で得られた改善点等を踏まえ、県の基準やマニュアルを適切に整備・改訂する。

④ 情報基盤の整備と活用

維持管理・更新等を通じて、施設の諸元や点検・診断・修繕等の履歴等について収集・蓄積を図る。

また、収集した情報を効果的かつ効率的に共有・活用するため、データベースや管理・運営システム等の整備・活用を推進する。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等を着実に実施するため、職員研修等により必要な技術力を確保し、質の向上を図る。

また、現場実態に即した対応を推進するため、漁業関係者や市民団体との連携・協働に取り組む。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・銚子漁港機能保全計画（H22年度策定、H26年度改訂）他 18 計画

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・日常点検を継続的に実施するとともに毎年度全施設の巡視点検を実施

(12) 交通安全施設

<取組方針>

① 点検・診断等

日常的な業務を通じ視認性等の点検のほか、専門的知見を有する業者による定期的な点検により、施設状況の正確な把握を図る。

② 修繕・更新等

道路交通環境等の変化に応じ、交通安全施設等の全体数の見直し合理化を図るとともに、点検・診断の結果、施設の特性や安全性を総合的に判断して、計画的な修繕・更新を実施するなど、適切な維持管理・更新に向けた取組を推進する。

③ 基準類の整備

点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類を適用する。

- ・信号機設置の指針（国・H27.12 策定）
- ・信号柱点検ガイドライン（国・H27.3 策定）
- ・小規模附属物点検要領（国・H29.3 策定）

④ 情報基盤の整備と活用

交通安全施設等の自主点検結果や保守点検結果のデータを、修繕・更新業務に活用するため、情報の収集・蓄積に向けた取組を推進する。

⑤ 体制の構築

維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理・更新等業務に専従する体制（職員の拡充等）の構築を図る。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・交通安全施設管理計画（R3 年度策定）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・毎年度、老朽化や耐用年数を超過した交通安全施設の更新及び全ての信号機等や大型標識の保守点検を実施
- ・交通規制の見直し等により大型標識約7%縮減

(13) 上水道

<取組方針>

① 点検・診断等

上水道施設については、適切かつ積極的な保守・点検等の維持管理を実施することで、施設の健全性を保持し、長寿命化を図る。

庁舎については、施設の築年数や構造、改修履歴等の情報を整理し、維持管理業務を通じて施設の状況を把握する。

② 修繕・更新等

上水道施設については、保守・点検等の履歴を、予防保全型維持管理に活用することで、施設の長寿命化を図る。また、維持管理の履歴や老朽度診断結果及び施設の重要度等を勘案し、施設更新の優先度を決定して、更新する。

庁舎については、老朽化の状況や各施設が提供するサービス等を分析等して施設の移転・集約などの最適配置や既存施設の有効活用の可能性について検討する。また、定期的な点検・診断に基づき、予防保全型の対応を講ずる計画保全への切替えを進め、施設の長寿命化と維持管理コストの縮減を図る。

③ 基準類の整備

上水道施設の点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類などを適用する。

- ・水道施設設計指針（(公社) 日本水道協会・H24.7 改訂）
- ・水道維持管理指針（(公社) 日本水道協会・H29.3 改訂）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（(公社) 日本水道協会・H21.7 改訂）
- ・水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
(国・R1.9 策定)

庁舎については、以下の基準類を参考にする。

- ・千葉県県有建物長寿命化計画に係る長寿命化設計基準
(県・R2.3 策定)

④ 情報基盤の整備と活用

上水道施設については、保守・点検及び修繕等、維持管理の履歴を電子情報化する等、適切に整理・蓄積し、更新時期等の判断に活用する。

庁舎については、改修履歴等の情報を整理し、維持管理業務を通じて施設の状況を把握するとともに、長期的な観点から、施設ごとに修繕や改修等の実施内容や時期を示した維持管理計画書を作成し、計画保全の円滑な実施に努める。

⑤ 体制の構築

上水道施設については、今後増加する更新事業に対応するため、技術系職員の確保並びに技術研修や OJT による熟練職員からの技術継承など、更なる技術力の向上に努めていく。また、発注方法等に

関し、適切かつ合理的な計画、設計及び施工管理方法並びに管理運営方法の導入を検討するなど、増加する更新事業量に対応していく。

庁舎については、自主点検を行う施設管理者や維持管理・更新等に係る技術者を確保する。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県営水道事業長期施設整備方針（H27年度策定、R2年度改訂）
- ・千葉県企業局庁舎個別施設計画（R3年度策定）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・千葉県営水道事業中期経営計画（令和3年度～7年度）を策定（R2年度）
- ・小中口径管の鋳鉄管更新工事を年間70km程度実施
- ・湾岸埋立地域の管路の耐震化率を約51.5%まで増加
- ・企業局庁舎に係る対象施設の老朽化状況調査を実施（R2年度）
- ・職員住宅の廃止を決定（R元年度1施設廃止、R5年度1施設廃止予定）
- ・千葉県企業局本局新庁舎（仮称）の基本設計業務委託を契約（R2年度）

(14) 工業用水道

※ 庁舎の取組方針等は上水道と同様のため省略

<取組方針>

① 点検・診断等

安定給水を確保するため、各基準類に基づき定期的な点検を実施するとともに、大雨や地震等の災害時に臨時点検を実施する。

② 修繕・更新等

修繕・更新については、点検結果に基づく修繕を適切に実施するとともに、施設の老朽度・耐震性の診断評価を行い、個別施設計画等に基づき、計画的に更新を実施する。

③ 基準類の整備

点検・調査・修繕・更新については、以下の指針類を適用する。

- ・工業用水道維持管理指針（（一社）日本工業用水協会・H27.9改訂）
- ・工業用水道施設設計指針（（一社）日本工業用水協会・H29.10改訂）
- ・工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針
（国・H25.3策定）

④ 情報基盤の整備と活用

各浄水場やダム等の運用データを抽出・収集・蓄積し、情報を一元的に管理して監視する集中監視システムを運用し、安定給水の確保を図る。

また、管路施設の諸元や建設・改築等の情報をデータベース化した「管路マッピングシステム」のデータ更新を逐次行い、最新のデータを保持し、維持管理業務の効率化を推進する。

⑤ 体制の構築

今後も維持管理・更新等を計画的に行うため、技術職員の確保と育成、技術の継承を行うとともに、浄水場の運転管理、保全等を外部委託とする。

<個別施設計画の策定状況>

【策定済】

- ・千葉県工業用水道施設更新・耐震化長期計画（H27年度策定）

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・千葉県工業用水道事業中期経営計画を策定（H30年度）
- ・浄水場等の老朽化した機械・電気設備の更新や耐震対策が必要な管路の布設替を実施

(15) 県立病院

<取組方針>

① 点検・診断等

施設の的確な維持管理を実現するため、法令等に基づく定期点検等を確実に実施し、施設や設備の劣化・損傷の程度や原因等の早期把握に努める。

また、劣化・損傷の進行やそれらが施設に与える影響等について継続的な予測・評価を行い、計画的な維持・修繕に努めていく。

② 修繕・更新等

点検・診断の結果を踏まえ、不具合が発生する前の段階で定期的、計画的な修繕、更新を行うように努める。

また、建替えに際しては、建物の長寿命化を考慮した材料、部材、構造の耐久性に考慮するとともに、今後の医療サービスの変化に柔軟に対応できるよう、十分考慮することとする。

③ 基準類の整備

病院施設として求められる機能を維持するため、必要となる基準等について体系的な整備を検討する。

④ 情報基盤の整備と活用

これまで蓄積した病院建設に係る維持管理情報を有効活用し、効率的な施設の保全管理に活用する。

⑤ 体制の構築

施設管理者が適正な日常点検を実施し、また、劣化等の早期発見ができるよう、病院施設共通の台帳やチェックリストを作成し、適正な施設管理に努める。

また、県立病院は高度専門的な医療を提供しており、施設や設備の更新時に業務の高度化や多様化への対応が求められるため、専門知識を有する職員を配置するなど、支援体制の構築に取り組む。

<令和2年度末までの主な取組状況>

- ・令和2年度に、こども病院院内保育所新築整備、がんセンター新棟整備、佐原病院本館耐震改修工事が完了

※ なお、県立病院に係る個別施設計画については今後策定予定です。

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制

(1) 庁内組織

平成 26 年度に新設した総務部資産経営課が中心となり、関係部局との連携・調整、情報共有等を図り、総合管理計画の推進及び進行管理の総括を行う。

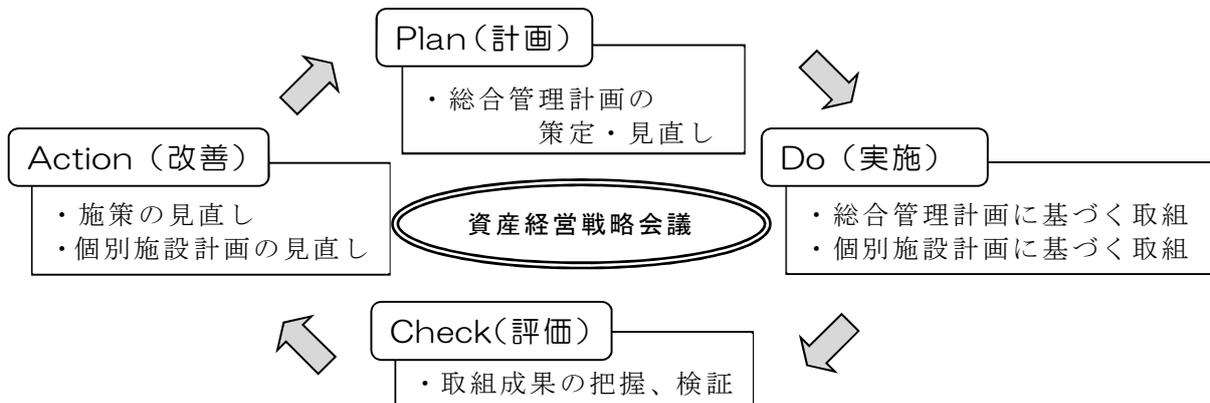
また、全庁横断的な組織である資産経営戦略会議等を活用して、全庁的な合意形成を図りながら、総合管理計画に基づく取組を効率的かつ効果的に推進する。

(2) 進捗管理（PDCAサイクル）

総合管理計画の実効性を確保するため、PDCAサイクル¹⁹を活用し、継続的な取組を行う。

そこで、総合管理計画における取組について定期的に検証し、必要に応じて個別施設計画の見直し等を行うことにより、各施設の特性に応じた計画的な維持管理・更新等を推進するとともに、総合管理計画の進捗状況等への評価、今後の社会経済情勢や行政ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて総合管理計画を適宜見直すこととする。

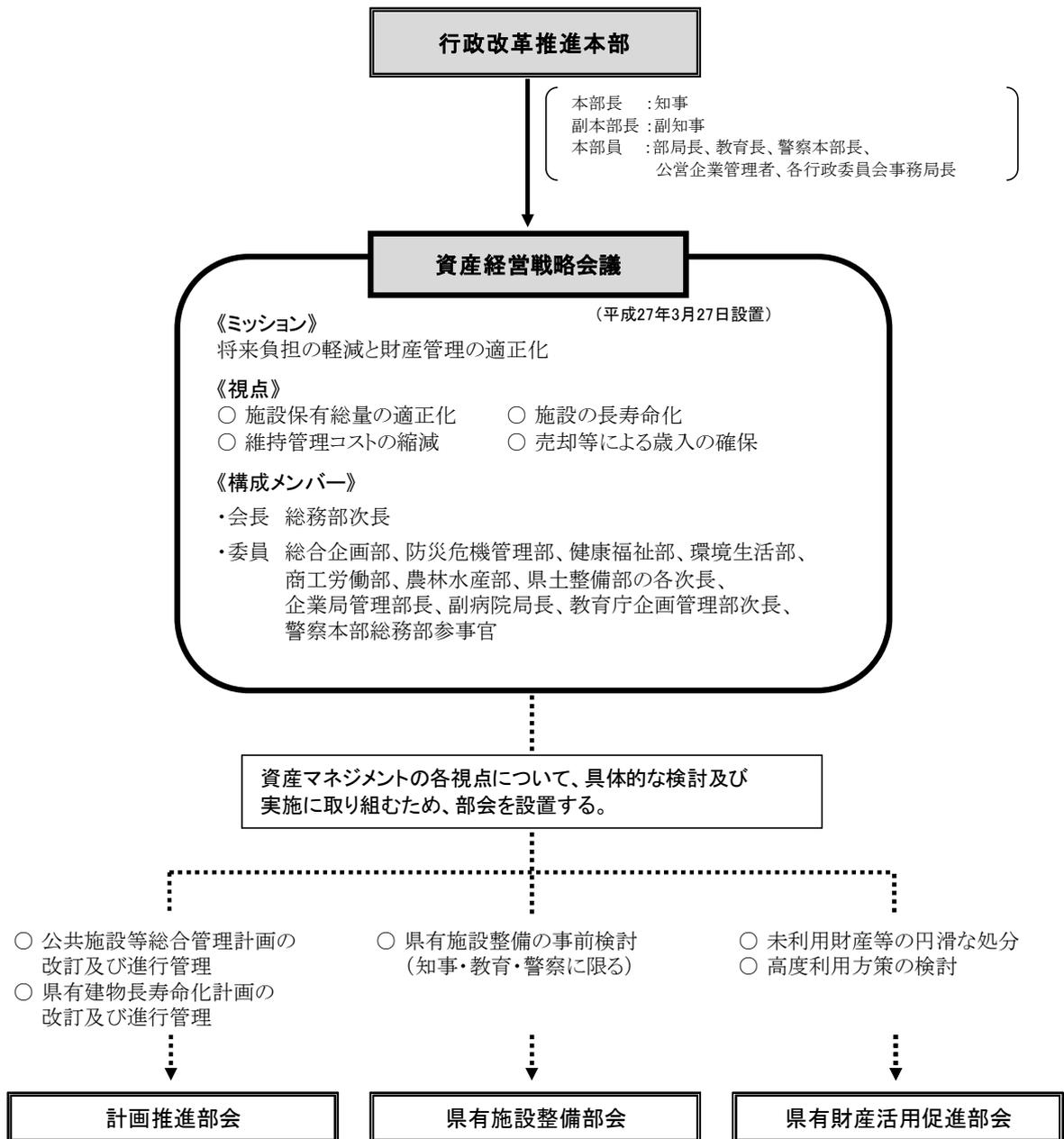
図 19 PDCAサイクル



19 PDCA サイクル

事業について、計画を立て (Plan)、実施 (Do) し、事業終了後に、結果を評価 (Check) し、改善 (Action) し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクル

図 20 資産マネジメントの推進体制



(3) 職員の意識改革

県有施設の効率的かつ効果的な管理を推進するためには、職員一人ひとりが常に意識を持って、取り組んでいく必要がある。資産マネジメントの意義を十分理解し、施設総量の適正化、適切な維持管理の実施を図るとともに、行政サービス水準の維持向上のため取り組むことが重要である。

そのため、研修等を通じて職員のコスト意識の醸成を図り、資産マネジメントの啓発・浸透に努めていく。

2 その他

(1) 県民への情報発信

総合管理計画に基づく取組については、県民の理解が必要不可欠であるため、取組状況を定期的に公表する。

(2) 国及び市町村との連携

公共施設の老朽化対策等は、国及び市町村においても共通の課題であり、施設管理の全体最適を目指すことは、共通の目標である。

そこで、地域における公的施設について、国や市町村と連携しながら官公庁施設など公的施設の有効活用など国公有財産の最適利用の推進を検討する。

(3) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

固定資産台帳等を活用することにより、公共施設等の情報の管理を効率的に行うほか、有形固定資産減価償却率の把握や維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化など、公共施設等の適正管理に利用していく。